

令和 8 年 9 月 2 日
経済産業部工業・建設業・雇用促進課

公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの経営状況について

I 事業報告

1 会員への就業提供

	令和 7 年度	令和 6 年度
1) 会員数	3, 0 9 4 人	2, 9 2 9 人
2) 仕事受託件数	1 7, 9 6 8 件	1 8, 5 9 4 件
3) 契約金額	1, 4 8 6, 8 0 6, 7 4 4 円	1, 4 1 7, 6 0 4, 8 2 9 円
4) 就業延日人員	2 1 2, 6 2 6 人日	2 1 9, 5 3 1 人日
5) 就業実人員（就業率）	2, 0 5 5 人(6 6. 4 %)	2, 1 3 0 人(7 2. 7 %)
6) 会員配分金	1, 1 0 4, 7 6 2, 2 5 2 円	1, 0 6 2, 3 7 0, 6 0 7 円

2 仕事受託

1) 受託事業(件数、契約金額)

	令和 7 年度	令和 6 年度
① 公共区分	1, 9 5 1 件 (9 8 1, 6 6 1, 6 9 6 円)	2, 0 7 4 件 (9 1 2, 9 0 5, 3 2 2 円)
② 企業区分	4, 4 0 8 件 (3 4 3, 5 0 3, 3 8 6 円)	4, 4 8 2 件 (3 2 7, 7 2 1, 0 7 5 円)
③ 家庭区分	1 1, 5 7 8 件 (1 5 9, 0 4 4, 2 7 2 円)	1 2, 0 0 9 件 (1 7 4, 6 4 0, 3 9 1 円)
④ 独自区分	3 1 件(2, 5 9 7, 3 9 0 円)	2 9 件(2, 3 3 8, 0 4 1 円)

2) 指定管理者(※公共区分の内数) 6 6 3, 4 9 2 千円 (令和 6 年度 6 2 7, 1 6 0 千円)

- ・自転車等駐車場 5 4 か所
- ・レンタサイクルポート 7 か所

3) 新規会員獲得 5 8 6 名 (令和 6 年度 4 8 1 名)

- ・集合・個別・オンライン説明会 4 4 7 名
- ・出張説明会 1 3 9 名

3 会員の人材育成等(研修実施状況)

1) 入会時研修 (個別面談・オンライン面談・出張説明会) 延 5 8 6 人

2) 技能研修

- ・植木剪定、除草、就業支援、指定管理者事業 年 5 1 回、延 3 4 3 人

3) 会員研修

- ・家事援助サービス就業会員等 年 5 6 回、延 8 3 5 人

4) 職員研修

- ・決算・接遇等 年 3 7 回、延 8 2 人

4 広報活動

1) 広報紙の発行 年 4 回 (2 回はホームページでのデジタル発行)

2) リーフレット、区広報等 (会員募集、仕事拡大)

(単位:円)

大 科 目	勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	合　計
	中科目	公1		
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経　常　収　益				
受取会費	1,474,000	1,474,000	2,948,000	
事業収益	1,470,972,120	15,834,624	1,486,806,744	
労働者派遣事業等受託収益	160,855	0	160,855	
受取補助金等	120,923,250	0	120,923,250	
雑収益	3,402,191	3,402,191	6,804,382	
経常収益計	1,596,932,416	20,710,815	1,617,643,231	
(2)経常費用				
事業費	1,612,466,509	0	1,612,466,509	
管理費	0	20,710,815	20,710,815	
経常費用計	1,612,466,509	20,710,815	1,633,177,324	
評価損益等調整前当期計上増減額	△ 15,534,093	0	△ 15,534,093	
当期経常増減額	△ 15,534,093	0	△ 15,534,093	
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 15,534,093	0	△ 15,534,093	
一般正味財産期首残高	87,197,179	6,770,618	93,967,797	
一般正味財産期末残高	71,663,086	6,770,618	78,433,704	
Ⅱ　指定正味財産増減の部				
(1)収益				
受取補助金	2,730,900	0	2,730,900	
(2)費用				
一般正味財産への振替	△ 821,069	0	△ 821,069	
当期指定正味財産増減額	1,909,831	0	1,909,831	
指定正味財産期首残高	2,652,489	0	2,652,489	
指定正味財産期末残高	4,562,320	0	4,562,320	
Ⅲ　正味財産期末残高	76,225,406	6,770,618	82,996,024	

Ⅲ 令和8年度 事業計画

1 会員への就業提供(予定)

	令和8年度計画	令和7年度計画
1) 会員数	3, 150人	3, 000人
2) 仕事受託件数	18, 615件	18, 600件
3) 請負契約金額	1, 560, 310千円	1, 461, 320千円
4) 派遣契約金額	10, 000千円	1, 500千円
5) 就業延日人員	246, 000人日	240, 000人日
6) 就業実人員(就業率)	2, 520人(80.0%)	2, 400人(80.0%)

2 仕事受託(予定)

1) 受託事業(件数、契約金額)

	令和8年度計画	令和7年度計画
① 公共区分	1, 900件(1, 039, 888千円)	2, 100件(924, 000千円)
② 企業区分	4, 765件(350, 624千円)	4, 500件(345, 000千円)
③ 家庭区分	11, 900件(166, 970千円)	11, 970件(190, 020千円)
④ 独自区分	50件(2, 828千円)	30件(2, 300千円)

2) 指定管理者(※公共区分の内数) 660, 506千円(令和7年度625, 765千円)

・自転車等駐車場 54か所

3) 発注者訪問、新規会員獲得

3 会員等の人材育成等(研修実施予定)

1) 適正就業等研修・・・入会時研修(本部、出張各月4回程度、個別、オンライン)、年次別研修(年2回)

2) 技能向上研修・・・技能研修(年39回)、

3) 安全就業・マナー向上研修・・・(年44回)

4) 地域活動推進研修・・・エリアマネージャー・エリアサブマネージャー研修(各年1回)

5) 職員等研修・・・役員研修(年4回)、職員研修

4 調査・広報活動

1) 広報紙の発行 年4回(2回はホームページでのデジタル発行)

2) リーフレット、区広報等(会員、仕事拡大)

IV 令和8年度 収支予算総括表(正味財産増減計算)

(単位:円)

大 科 目	勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
	中科目	公 1		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経 常 収 益				
受 取 会 費		1,537,500	1,537,500	3,075,000
事 業 収 益		1,171,352,834	16,979,166	1,188,332,000
包 括 的 契 約 に 係 る 収 益		67,407,868	4,000,132	71,408,000
労働者派遣事業等受託収益		1,087,000	0	1,087,000
受 取 補 助 金 等		147,061,000	0	147,061,000
雑 収 益		0	0	0
経 常 収 益 計		1,388,446,202	22,516,798	1,410,963,000
(2) 経 常 費 用				
事 業 費		1,388,446,202	0	1,388,446,202
管 理 費		0	22,516,798	22,516,798
経 常 費 用 計		1,388,446,202	22,516,798	1,410,963,000
当 期 経 常 増 減 額		0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経 常 外 収 益				
経 常 外 収 益 計		0	0	0
(2) 経 常 外 費 用				
経 常 外 費 用 計		0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額		0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額		0	0	0
期 首 一 般 正 味 財 産		87,197,179	6,770,618	93,967,797
期 末 一 般 正 味 財 産		87,197,179	6,770,618	93,967,797
II 指定正味財産増減の部				
(1) 収 益				
収 益 計		0	0	0
(2) 費 用				
一般正味財産への振替額		1,277,435	0	1,277,435
費 用 計		1,277,435	0	1,277,435
当期指定正味財産増減額		△ 1,277,435	0	△ 1,277,435

IV 令和8年度 収支予算総括表(正味財産増減計算)

(単位:円)

大 科 目	勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
	中科目	公 1		
Ⅰ 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
	指定正味財産期首残高	2,652,489	0	2,652,489
	指定正味財産期末残高	1,375,054	0	1,375,054
	Ⅲ 正 味 財 産 期 末 残 高	88,572,233	6,770,618	95,342,851

令和 8 年度 定 時 総 会 議 案 書

日 時 令和 8 年 6 月 19 日 (金)

午後 1 時 30 分～

場 所 せたがやイーグレットホール (世田谷区民会館)

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

(本部) 〒156-0051 東京都世田谷区宮坂 1 丁目 24 番 6 号
宮坂区民センター内

(支部) 〒157-0063 東京都世田谷区粕谷 1 丁目 7 番 34 号
電話 03 (3426) 9211

会 員 憲 章

私たちは、シルバー人材センターの基本理念を尊重し、培ってきた知識や経験を社会に役立て 世田谷区の福祉政策と連動して、高齢社会の中で豊かで活力ある地域社会を目指して憲章を定めます。

私たちは

- 1 シルバー人材センターを通じ 働く高齢者の文化を創造していきます
- 1 生きがい 生涯現役を目指し 互いに力を合わせ活動します
- 1 常に健康と安全に配慮し 区民へのサービス向上に努めます
- 1 就業機会の開拓・確保に努め 責任をもって働きます
- 1 地域社会に奉仕の心で 貢献することに努めます

令和 8 年度定時総会 次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 会員等表彰
4. 来賓祝辞
5. 議長選出
6. 資格審査報告
7. 議 事
 - (1) 第 1 号議案 令和 7 年度 決 算
監 査 報 告
 - (2) 第 2 号議案 理事・監事の選任
8. 報告事項
 - (1) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和 7 年度 事 業 報 告
 - (2) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和 8 年度 事 業 計 画
 - (3) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和 8 年度 収 支 予 算
 - (4) 会員就業規約の改正について
9. 閉会の挨拶
10. 閉 会

目 次

報告事項（１）公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和７年度 事業報告 ……	1
Ⅰ．事業報告書 ……	2
Ⅱ．資　　料 ……	12
1．会員状況	
(1) 年齢別・性別 ……	12
(2) 年度別入退会 ……	12
(3) 年度別退会理由 ……	13
2．事業実績	
(1) 月別・事業別 ……	14
(2) 年度別・事業別 ……	15
(3) 年齢別・性別・年度別（会員就業状況） ……	16
(4) 派遣事業 ……	17
(5) パソコン教室 ……	18
(6) カルチャー教室 ……	19
(7) 和小物の作製・販売 ……	20
(8) 動画編集講座 ……	21
（第１号議案）公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和７年度 決算 ……	22
貸借対照表 ……	23
正味財産増減計算書 ……	24
正味財産増減計算書内訳表 ……	26
財産目録 ……	28
財務諸表に対する注記 ……	31
監査報告書 ……	33
（第２号議案）理事・監事の選任 ……	34
報告事項（２）公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和８年度 事業計画 ……	36
報告事項（３）公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和８年度 収支予算 ……	41
報告事項（４）会員就業規約の一部改正 ……	43
（参　考）公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 定　款 ……	47
表彰規程・表彰規程施行基準 ……	57
令和７年度 会員被表彰者名簿・職員被表彰者名簿 ……	59
令和８年度「安全就業啓発標語」選考結果 ……	61
役員名簿 ……	62

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
令和７年度 事業報告

このことについて、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
定款第 40 条の規定により、報告をいたします。

令和 8 年 6 月 19 日

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
会 長 山 田 正 孝

令和7年度 事業報告

I. 事業報告書

1 概況

令和7年度の我が国の社会経済動向は、物価上昇が続く中、企業による賃上げが進み、全体としては緩やかな景気回復基調が見られました。一方で、円安の影響により輸出企業の収益は改善したものの、輸入物価の上昇に伴いエネルギーや食料品価格が高騰し、家計負担は増大しました。こうした状況の中、実質賃金の伸び悩みが個人消費の回復を抑制する要因となっています。また、少子高齢化の進行に伴う人手不足が各産業において顕在化しており、省人化やデジタル化への投資が進展しました。

こうした状況のもと、令和7年度末の会員数は3,094人（男性1,974人、女性1,120人）となり、コロナ禍以前の水準まで回復してきています。

また、契約金額の総額は14億8,681万円となり、前年度比4.9%増（6,920万円増）となりました。

さらに、多様な就業機会の提供を目的として、令和7年11月より新たに派遣事業を開始するとともに、独自事業として同年12月から動画編集講座を実施しました。

2 事業実施状況

(1) 就業の状況と就業開拓

令和7年度の当センターの契約金額全体の公民比率は66:34となっており、近年、公共部門は堅調に推移しているものの、民間部門はその構成比率が減少傾向にあります。そのため、当センターは、理事・監事、会員及び事務局職員が就業先の維持・拡大及び新規開拓に向けて、引き続き以下のように取り組みました。

① 発注者訪問・就業開拓

令和7年度は、10～12月に6件の発注者を訪問し、発注量や職種の維持・拡大の要請、就業会員の評価や要望事項等の聞き取りを行い、改善を図りました。

② 公共事業及び指定管理者事業

地方自治法に基づく「政策目的随意契約」の対象団体である当センターは、世田谷区と連携して政策目的に適った受注確保に努めています。

区立自転車等駐車場やレンタサイクルポートは、平成28年度から5年間の第4次指定管理者の指定に引き続き、令和3年度から5年間の第5次指定管理者となり、自転車等駐車場54か所、レンタサイクルポート7か所の合計61か所を管理し、417人の会員が就業しました。契約金額は、当センター全体の44.6%を占める6億6,349万円になりました。

③ 民間事業と家事援助サービス

民間事業については、個人家庭や地域企業からの受注確保に努めたものの、物価高騰や企業のコスト抑制の影響等により受注環境は厳しく、全体としては伸び悩む結果となりました。

一方で家事援助サービスでは、高齢化の進展や共働き世代からのニーズの高まりを背景に会員コーディネーターが会員の円滑な就業に努めた結果、令和7年度は288人の会員により年間4,244件の契約実績で、前年度比254件の増となりました。なお、65歳以上の高齢者世帯向けの「あったかサポート」事業では、家具等の移動、買い物、電球の取替えなど、令和7年度実績は19件で、前年度比3件の減となりました。

また、平成27年1月より実施している「支えあいサービス」の令和7年度契約実績は209件となり、前年度に比べ78件の減となりました。引き続き世田谷区や世田谷区社会福祉協議会との連携強化を図ってまいります。

④ 派遣事業

会員への多様な就業機会を提供するため、令和7年11月より派遣事業を開始いたしました。スーパー等の事業所を訪問し、当センターの活用について積極的にPR活動を行い、スーパー店舗での各種業務、民間企業での一般事務の仕事を受注しました。その結果、令和7年度は12件の契約実績となりました。

⑤ 独自事業

会員の優れた技術や経験を活かした当センターの独自事業では、パソコン教室、カルチャー教室、和小物の製作・販売を展開しました。また、令和7年12月からは動画編集講座を実施しました。

なお、児童生徒の学習教室は、開講人数に満たなかったため未開催となりました。

独自事業全体の事業実績は前年度に比べ11.1%の増となりました。

⑥ 仕事別グループ

当センターでは、事業運営の効率化や会員相互の連帯感等の強化をめざし、仕事別グループを認定して、グループによる自己完結的な仕事の推進を図っています。植木剪定、除草、家事援助などのグループが、受注受付やグループ内の連絡調整などを積極的に図り、就業実績や成果の向上につなげています。また、自転車等駐車場・レンタサイクルグループについては、指定管理者制度に基づき、世田谷区との連絡・調整、契約・精算の他、自転車等駐車場管理センターが主体となり会員間の相互調整や研修等を自主的に行っています。

なお、仕事別グループ交流会議は未開催となりましたが、各グループではリーダー会議や全体会を開催し、安全就業や事業拡大への取り組みにつなげました。

(2) 就業改善の推進

① 公平な就業機会の提供

4回ルールの徹底、ワークシェアリングの推進を図りました。

② 未就業会員の意向調査

令和7年7月までに入会した会員のうち、令和7年1月から8月までの未就業者937人を対象に、就業に関する意向調査を実施しました。就業ができると回答いただいた会員には、個別の状況により就業機会を提供しました。

③ さわやか相談窓口と事務局相談による就業促進

毎月第1月曜日(原則)に開設している「さわやか相談窓口」は、理事が交代で会員からのさまざまな相談を受ける窓口で、令和7年度は16人の相談を受けました。なお、事務局窓口では平日の業務時間内に就業に関する会員の相談を受けており、いずれも会員の就業支援・促進の役割を担っています。

（３）安全就業の徹底

安全就業は就業継続の前提条件であり、当センター事業運営においての最優先事項になっています。

当センターの「安全就業推進計画」に基づき、広報誌「シルバーせたがや」による意識啓発を行うとともに、安全委員会委員による安全就業強化月間（７月）のパトロールでは、転倒防止や熱中症対策、その他安全に関する注意喚起のため、実態調査を実施しました。

また近年の傷害事故とりわけ自転車事故や転倒事故の増加に伴い、安全はすべてに優先することを主眼として、「自転車講習会」を開催しました。さらに緊急時の対応に備えて、施設管理などのＡＥＤが設置されている就業先の会員を対象に「ＡＥＤの使い方・救命救急勉強会」も開催しました。加えて、新しい試みとして、就業者を対象としたフレイル予防体操講習を実施し、就業中のケガ・事故予防に努めました。

都連合や第４ブロック（品川区、渋谷区、大田区、目黒区、世田谷区、港区の各シルバー）共同で実施する研修参加などにより、安全就業への意識高揚を図るなど安全対策を実施しました。

（４）社会奉仕活動

公益法人改革により、当センターの事業目的に社会奉仕活動の実施が追加されたことに伴い、より一層の社会貢献が期待されています。

当センターでは、例年、たまがわ花火大会翌日の河川敷清掃や東京マラソン祭りの応援ボランティア、ボランティア協会等との連携による社会奉仕活動を実施しています。また、地域組織の各エリアでは、自主的に地元町会等のボランティア活動に加わるなど、１８のエリアで４５日間にわたり延３５２人の会員が地域の清掃など、さまざまな社会奉仕活動を行い地域の区民の方々との連携を行っています。

また、平成２６年５月より用賀ワークプラザ２階に開設した高齢者区民向け「あったかサロン」事業は、楽しくおしゃべりをしていただくとともに時節に合った催し物を開催し、高齢者の孤独の解消を図ろうとするものです。

令和７年度は、従来の用賀ワークプラザで週１回開催（参加費無料、茶菓の提供なし）、三軒茶屋にある世田谷産業プラザ３階の小会議室で月１回開催（参加費無料、茶菓の提供なし）し、計６３日開催、延５２５名の高齢者が利用され、延２４８名のボランティア会員の献身的な協力で運営されました。引き続き拡充・拡大を目指します。

（５）人材育成及び研修

当センターの仕事の評価は、仕事の完成度、会員の技能、モラルやマナーなどに大きく左右されます。公共事業に限らず、企業や家庭の就業でも、発注者はより質の高いサービスをセンター会員に求めてきています。

指定管理者事業の就業会員全員に対する接遇研修、家事援助サービスでの研修やコーディネーターの指導等のほか、会員全員を対象にした入会時研修、３年次研修に加えて、エリアマネージャー・エリアサブマネージャー合同研修、仕事別グループによる技能研修、都連合や第４ブロックでの共同研修など、会員の経験や役割に応じた研修で動機づけを図りながら、技能やマナーの向上に向けた人材育成に取り組みました。

令和7年度 研修実施状況

区 分	研 修 内 容	期 日 ・ 参 加 人 員
入会時研修	入会説明会（入会希望者対象）	宮坂本部説明会・個別説明会・ オンライン説明会 入会者 433人
	就業体験会（入会希望者対象）	年2回 入会者 14人
	出張説明会（入会希望者対象）	年16回 入会者 139人
技 能 研 修	就業支援講習（植木の剪定・毛筆筆耕・家事援助・接遇等）（都連合）	年間 8人24日
	「指定管理者事業」 自転車等駐車場 防災訓練	2月3日 (20人1日)
	「 〃 〃 新規就業者研修	年 間 (32人12回)
	「 〃 〃 救命救急研修	11月11日 (19人1日)
	「 〃 〃 リーダー研修	5月27日 (24人1日)
	「 〃 〃 サブリーダー研修	6月17日 (47人1日)
	「 〃 〃 一般就業研修	7月29日、8月26日 9月22日、10月28日 11月21日、11月28日 (193人11回)
会 員 研 修	家事援助サービス就業会員研修（新入研修）	年12回 (延136人)
	支えあいサービス活動前研修（登録会員向け）	年5回 (延37人)
	支えあいサービスフォローアップ研修（就業中会員向け）	年2回 (延12人)
	安全関連研修・講習会	年5回 (延7人)
	除草就業会員研修（新入研修会）	年11回 (延49人)
	一般会員研修 3年次研修	7月18日、11月19日 (2回65人)
	エリアマネージャー・エリアサブマネージャー合同研修	4月17日 (67人)
職 員	エリアの「地域活動懇談会」講習会（防犯・防災・福祉等）	7月～11月 (延462人)
	新任職員研修、「自主事業のチームづくりと運営」の勉強会、「自主事業とSCの役割」の勉強会、衛生管理者試験対策講座、高齢ひとり世帯等サポート事業助成金第1回説明会、シルバー派遣実務担当者研修、「課題改善研修」（主事・主任向け）「課題改善研修」（監督者向け：局長代理・次長級）、自主事業勉強会「魅力的なサロンのつくりかた」、福祉・家事援助サービス事業担当者交流会（第1回）開催、派遣システム操作（応用編）研修、人権・非行防止・個人情報保護、公益法人会計の基礎、自主事業フォローアップ勉強会、クレーム対応（ハードクレーム）、コミュニケーション研修、メンタルヘルス（セルフケア）研修、メンタルヘルス（ラインケア）研修、決算実務研修、総会運営研修、就業開拓研修会、主事・主任交流会、事務局長会議、会長会議、自主事業新設支援事業助成金説明会、事業情報交換会議、会員拡大・就業開拓担当者会議	年32回 (延56人)
	交通安全講習、普通救命講習（AED 含）、保険対応研修、ハラスメント研修（第4ブロック）	年5回 (延26人)

(6) 広報・調査活動

① 広報活動推進

これまで当センターでは、事業の普及啓発や会員募集に役立てるため、各種ポスター・リーフレット類を作成し、区民まつりをはじめ区内イベント等でのPR活動の実施や協力者宅へのポスター掲示などを行ってきました。

令和7年度は、区民まつり等のイベント参加の他、LINE、Instagram、Facebook 等へのWEB 広告を中心に広告掲載を実施しました。また、新たに区のデジタルサイネージやTver への動画広告を実施しました。

会員向け広報誌「シルバーせたがや」についても、例年どおり四半期ごとに年4回発行し（紙媒体2回、デジタル版2回）、事業の進捗状況の報告や各部会・委員会の情報、会員の就業情報など、会員が求める情報を発信できるよう努めてまいりました。

② サービス満足度調査等の実施

家事援助・育児支援サービスを継続してご利用いただいている約400件の発注者に対しては、翌年度の意向確認やアンケート調査を実施しました。その結果、作業内容では86%、会員の態度では92%の発注者からそれぞれ「良かった」という回答が寄せられました。除草グループでも同様のアンケートを2回実施し、作業内容では1回目93%、2回目90%、会員の態度では1回目95%、2回目93%の発注者からそれぞれ「良かった」という回答が寄せられています。今後もより良い評価の維持に努めてまいります。

③ 「smile to smile」登録状況

登録率は令和7年度目標を大幅に超え、66%となりました。

令和7年度 広報実施状況

区 分		説 明	実施内容
印刷物による広報	広報誌「シルバーせたがや」の発行	会員向け広報誌として、各種調査報告やセンター事業紹介、安全就業の呼びかけ等を掲載。また、安全標語の募集等各種のチラシのはさみ込みを行い、情報提供の拡大を図った。	年4回 発行 1回 4,000部 (紙媒体発行時)
	リーフレット等の作成・配布	リーフレットは、一般区民向け及び入会希望者向けに作成し、新たな就業開拓活動等にも活用。	随時
	区広報の活用	センターへの理解と協力を広く区民にPRした。	年間
ポスター掲示等		協力を得られた区民、役員、地域エリアマネージャー、及びエリアサブマネージャー等の自宅の塀や生垣等へもPR用ポスターを引き続き掲示した。	年間
資料の提供		会員への情報・資料等の提供をはじめ、関係機関等への情報提供を行った。また、ホームページの内容の充実を図り、随時更新を行うことによりタイムリーな情報を広く提供した。	随時
広告		公共機関への広告掲載やWEB 広告、新聞折込等を実施した。	随時

(7) 理事会の活性化・組織活動の充実

令和7年4月の公益法人制度改革により、ガバナンスと透明性がさらに重視されることとなり、理事会の活性化と組織活動の充実が求められています。

理事会の役割や活動が重要となる中で、3つの部会では特定事項の調査分析・検討を行い迅速かつ円滑な決定を行うとともに、安全委員会では近年の会員による傷害事故・賠償事故

の発生に伴いさまざまな啓発活動を実施しました。

3 会 員

令和7年度中の入会者数は586人（男315人、女271人）、退会者数は421人（男263人、女158人）となり、令和7年度末の会員数は3,094人（男1,974人、女1,120人）となりました。

なお、入会者数586人の内訳は、宮坂本部での集合形式404人、個別形式27人、オンライン形式2人、就業体験会14名、出張説明会139人となりました。

また、会員の平均年齢は76.3歳、最高齢は96歳、最も会員数の多い年代は75～79歳代が31.4%、次いで80歳以上が28.5%となっています。

4 仕事の提供

(1) 請負事業及び独自事業

① 受託件数

総受託件数は17,968件で、前年度に比べ626件減少しました。

発注者別に見ると、公共事業は123件減の1,951件、民間事業は503件減の16,017件となりました。なお、民間事業の内訳は、企業等が74件減の4,408件、家庭が431件減の11,578件、その他独自事業が2件増の31件となりました。

② 契約金額

契約金の総額は14億8,681万円で、前年度に比べ4.9%、金額で6,920万円の増となりました。発注者別では、公共事業が7.5%増の9億8,166万円（構成比66%）、民間事業が0.1%増の5億515万円（構成比34%）となりました。

③ 配分金

配分金の総額は11億476万円で、前年度に比べ4.0%、金額で4,239万円の増となりました。発注者別では、公共事業が8.0%増の6億6,258万円（構成比60%）、民間事業が1.6%減の4億4,218万円（構成比40%）となりました。

④ 就業人員及び就業率

令和7年度中に1回以上就業した会員（就業実人員）は2,055人、前年度に比べ75人の減となりました。また、就業率は66.4%と前年度に比べ6.3ポイントの減となりました。

今後も、就業拡大のため、会員の確保、仕事の開拓、ワークシェアリングの推進に努めていきます。

(2) 派遣事業

契約金額の総額は143万円で、受注件数は12件でした。就業会員は、7名で賃金総額は109万円でした。

5 附属明細書

令和7年度事業報告に、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」はありませんでした。

6 令和7年度 会議開催状況

定 時 総 会

開 催 日	主 な 会 議 内 容
令和7年 6月20日	会 場：世田谷区民会館 時 間：午後1時30分～ 出席者：会員総数2,863名中146名 他に委任状提出及び議決権行使書提出者1,949名 合計2,095名 ○ 議 事 第1号議案 令和6年度 公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター 決算・監査報告 第2号議案 公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター 定款の変更 第3号議案 公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター 役員の報酬等に関する規程の改正 第4号議案 公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター 理事・監事の選任 ○ 報告事項 (1) 令和6年度 事業報告 (2) 令和7年度 事業計画 (3) 令和7年度 収支予算 ○ 議長に山田勝公会員が選任され、議事を進めた。 ○ 報告事項(1)及び議案1について工藤常務理事より資料による説明がされたあと、市野監事より監査報告があった。 質疑応答の後満場一致で原案通り承認された。 ○ 議案2について工藤常務理事より資料による説明がなされ、質疑応答の後満場一致で原案通り承認された。 ○ 議案3について工藤常務理事より資料による説明がなされ、満場一致で原案通り承認された。 ○ 議案4について工藤常務理事より資料による説明がなされ、満場一致で原案通り承認された。 ○ 報告事項(2)、(3)について工藤常務理事より報告された。

理 事 会

回	開催日	議 題 等
第1回	4月25日	(審議事項) 1 入会について 2 令和6年度 事業報告(案)について 3 令和6年度 決算(案)について 監査報告について 4 令和6年度 会員表彰者の決定について 5 定款変更(案)について 6 理事・監事候補者の決定について (報告事項) 1 会員の退会について 2 事業実施状況報告 3 部会・委員会報告 4 事務局報告
第2回	5月26日	(審議事項) 1 入会について 2 役員の報酬等に関する規定の改正について (報告事項) 1 会員の退会について 2 事業実施状況報告 3 部会・委員会報告 4 訴訟の発生について 5 事務局報告
第3回	6月20日	(審議事項) 1 新役員の役割決定について
第4回	6月27日	(審議事項) 1 理事及び監事候補者選考基準に関する要領の改正について (報告事項) 1 会員の入退会について 2 理事会の開催方法について 3 事業実施状況報告 4 部会・委員会報告 5 事務局報告
第5回	9月26日	(審議事項) 1 事務費規程の改正について 2 シルバー業務における理事及び事務局職員個人が訴訟された場合の弁護士費用、損害賠償請求の負担について 3 訴訟案件に関する弁護士費用等について (報告事項) 1 会員の入退会について

回	開催日	議 題 等
		2 事業実施状況報告 3 部会・委員会報告 4 事務局報告
第6回	11月26日	(報告事項) 1 会員の入退会について 2 事業実施状況報告 3 代表理事・執行理事の職務執行状況報告 4 部会・委員会報告 5 事務局報告
第7回	12月25日	(審議事項) 1 令和7年度 職員給与等の改正について 2 役員賠償責任保険の加入について 3 補正予算について (報告事項) 1 会員の入退会について 2 理事・監事の就業について 3 事業実施状況報告 4 部会・委員会報告 5 事務局報告
第8回	1月27日	(審議事項) 1 職員就業規則、準職員就業規則、旅費規程の改正について 2 就業の提供計画に関する基準の改正について 3 独自事業関連規定の改廃について 4 事務局の組織等に関する規程の改正について (報告事項) 1 会員の入退会について 2 事業実施状況報告 3 部会・委員会報告 4 事務局報告
第9回	2月27日	(審議事項) 1 事務費規程、会員就業規約、事務処理運営要綱の改正について 2 育児・介護休業等に関する規程・職員就業規則・準就業規則の改正について (報告事項) 1 会員の入退会について 2 事業実施状況報告 3 部会・委員会

回	開催日	議 題 等
		4 事務局報告
第 10 回	3 月 27 日	(審議事項) 1 令和 8 年度 事業計画(案)について 2 令和 8 年度 予算(案)について 3 補正予算について 4 令和 8 年度 定時総会開催日の決定について 5 財政運営資金積立資産の取り崩しについて 6 財務規程の改定について 7 職員就業規則の改正について 8 カスタマー・ハラスメント対応要綱の制定について 9 感染症予防事業実施要綱の制定について 10 会員業務就業規約・シルバー人材センター利用規約の制定について 11 労働組合結成にともなう労働協約の締結について (報告事項) 1 会員の入退会について 2 事業実施状況報告 3 令和 7 年度理事・監事の就業について 4 代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告 5 令和 7 年度新規・重点取り組み実績報告 6 部会・委員会報告 7 事務局報告

- (ア) 総 務 部 会 (11 回)
(イ) 地域組織・会員部会 (11 回)
(ウ) 広報・広聴部会 (11 回)
(エ) 安全委員会 (6 回)

Ⅱ．資 料

1．会員状況

(1) 年齢別・性別

令和8年3月31日 現在

年齢別 \ 性別	計		男		女	
	会員数	構成比	会員数	構成比	会員数	構成比
60 歳 未 満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
60 ～ 64 歳	134	4.4%	61	3.1%	73	6.5%
65 ～ 69 歳	397	12.8%	244	12.3%	153	13.6%
70 ～ 74 歳	708	22.9%	408	20.7%	300	26.8%
75 ～ 79 歳	972	31.4%	623	31.6%	349	31.2%
80 歳 以 上	883	28.5%	638	32.3%	245	21.9%
合 計	3,094	100.0%	1,974	100.0%	1,120	100.0%
平均年齢（歳）	76.3		76.9		75.3	
最高年齢（歳）	96		96		96	
男 女 比（%）			63.8%		36.2%	

(2) 年度別入退会

(単位：人)

年度	年度初会員数			入 会 者 数			退 会 者 数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
昭53	1,983	1,475	508	198	143	55	45	37	8
中略									
平28	3,039	2,105	934	340	220	120	377	246	131
平29	3,002	2,079	923	342	210	132	364	248	116
平30	2,980	2,041	939	347	217	130	360	239	121
令元	2,967	2,019	948	489	278	211	335	204	131
令 2	3,121	2,093	1,028	235	133	102	347	212	135
令 3	3,009	2,014	995	311	194	117	421	257	164
令 4	2,899	1,951	948	382	212	170	495	302	193
令 5	2,786	1,861	925	401	231	170	344	207	137
令 6	2,843	1,885	958	481	274	207	395	237	158
令 7	2,929	1,922	1,007	586	315	271	421	263	158

※ 令和7年度末会員数は、3,094 人

(3) 年度別退会理由

(単位：人)

退 会 理 由														
年度	本人病気	その他 で就職	死 亡	転 居	希望する 仕事なし	就業機 会なし	家庭の 事情 (介護等)	会費未納	加齢	他団体等 への加入	センター 運営に対 する不満	未回答 (不明)	その他	合計
昭53	10	9	4	9									13	45
中略														
平28	99	34	33	23	9	17	17	97	19	0	1	19	9	377
平29	75	34	30	24	6	16	19	89	28	0	1	37	5	364
平30	68	21	31	22	6	10	15	87	25	0	0	58	17	360
令元	91	14	40	20	5	9	18	45	29	0	0	27	37	335
令 2	67	10	30	36	11	6	15	58	33	0	2	38	41	347
令 3	65	8	38	30	10	10	14	87	39	0	0	60	60	421
令 4	160	26	41	35	7	11	25	44	38	0	4	17	87	495
令 5	79	21	33	25	2	5	7	59	24	0	1	62	26	344
令 6	91	18	36	18	10	3	12	107	17	0	2	28	53	395
令 7	86	16	37	39	11	12	12	97	28	0	0	24	59	421

2. 事業実績

23

(1) 月別・事業別

令和7年4月1日～令和8年3月31日

月 別	月 末 会員数	事業別	受 託 事業件数	就 業 人 員			契 約 金 額 (収入)			単位：円
				実人員	延実人員	延日人員	配 分 金	材料費・その他	事 務 費	
4月	2,950	公 共	154		1,061	8,583	54,905,580	11,164,131	7,039,874	73,109,585
		企業等	361		735	5,935	25,343,736	40,532	3,777,583	29,161,851
		家 庭	833		1,036	2,767	10,026,818	2,923	981,897	11,011,638
		独 自	2		9	20	162,400	0	16,575	178,975
		合 計	1,350	1,641	2,841	17,305	90,438,534	11,207,586	11,815,929	113,462,049
		公 共	154		1,104	8,875	57,414,096	16,454,435	7,409,486	81,278,017
		企業等	366		778	6,120	26,509,478	60,420	3,980,879	30,550,777
		家 庭	1,079		1,416	3,291	13,586,843	86,106	1,653,764	15,326,713
独 自	2	12	39		222,015	0	16,575	238,590		
		合 計	1,601	1,682	3,310	18,325	97,732,432	16,600,961	13,060,704	127,394,097
		公 共	161		1,197	8,907	56,210,012	17,036,380	7,319,632	80,566,024
		企業等	367		751	5,915	25,406,554	20,459	3,815,091	29,242,104
		家 庭	1,212		1,659	3,594	16,482,297	52,198	2,144,720	18,679,215
独 自	2	13	34		217,040	0	16,575	233,615		
		合 計	1,742	1,697	3,620	18,450	98,315,903	17,109,037	13,296,018	128,720,958
		公 共	163		1,146	9,162	58,853,321	16,403,090	7,598,156	82,854,567
		企業等	365		760	6,270	26,937,507	11,410	4,043,735	30,992,652
		家 庭	1,128		1,523	3,701	15,062,008	46,336	1,835,362	16,943,706
独 自	3	16	61		177,320	0	16,575	193,895		
		合 計	1,659	1,705	3,445	19,194	101,030,156	16,460,836	13,493,828	130,984,820
		公 共	159		1,124	8,884	56,953,372	20,371,962	7,509,340	84,834,674
		企業等	363		726	5,809	25,021,030	31,345	3,727,664	28,780,039
		家 庭	961		1,270	3,288	11,345,888	3,120	1,250,892	12,599,900
独 自	2	10	36		201,015	0	13,845	214,860		
		合 計	1,485	1,659	3,130	18,017	93,521,305	20,406,427	12,501,741	126,429,473
		公 共	164		1,095	8,631	54,867,689	21,004,766	7,146,120	83,018,575
		企業等	367		760	5,907	24,440,111	30,802	3,668,565	28,139,478
		家 庭	1,065		1,408	3,365	13,372,525	10,760	1,569,989	14,953,274
独 自	2	14	38		205,680	0	19,305	224,985		
		合 計	1,598	1,691	3,277	17,941	92,886,005	21,046,328	12,403,979	126,336,312
		公 共	165		1,106	8,895	57,012,249	19,845,338	7,392,442	84,250,029
		企業等	374		806	6,253	26,361,715	24,744	3,971,721	30,358,180
		家 庭	1,210		1,643	3,670	15,806,383	20,721	2,017,236	17,844,340
独 自	3	13	40		163,740	0	15,340	179,080		
		合 計	1,752	1,699	3,568	18,858	99,344,087	19,890,803	13,396,739	132,631,629
		公 共	167		1,123	8,806	55,480,826	24,885,310	8,680,735	89,046,871
		企業等	370		752	5,996	25,278,071	17,699	3,823,264	29,119,034
		家 庭	1,103		1,526	3,367	14,668,725	54,202	2,043,352	16,766,279
独 自	2	8	28		175,465	0	15,340	190,805		
		合 計	1,642	1,691	3,409	18,197	95,603,087	24,957,211	14,562,691	135,122,989
		公 共	156		1,086	8,317	52,251,750	18,711,905	7,219,591	78,183,246
		企業等	380		877	5,988	24,754,598	4,980	3,725,442	28,485,020
		家 庭	997		1,271	3,203	11,708,509	34,440	1,438,687	13,181,636
独 自	4	23	39		185,480	0	15,340	200,820		
		合 計	1,537	1,734	3,257	17,547	88,900,337	18,751,325	12,399,060	120,050,722
		公 共	156		1,089	8,142	51,354,358	16,066,521	6,617,062	74,037,941
		企業等	368		734	5,529	22,939,685	35,082	3,422,018	26,396,785
		家 庭	658		729	2,339	6,587,315	19,552	735,958	7,342,825
独 自	2	7	22		154,135	0	15,340	169,475		
		合 計	1,184	1,622	2,559	16,032	81,035,493	16,121,155	10,790,378	107,947,026
		公 共	172		1,127	8,249	51,932,446	17,457,761	7,038,517	76,428,724
		企業等	365		723	5,176	21,221,839	49,624	3,145,298	24,416,761
		家 庭	627		669	2,181	5,886,155	2,000	631,511	6,519,666
独 自	3	12	28		175,735	4,380	15,340	195,455		
		合 計	1,167	1,617	2,531	15,634	79,216,175	17,513,765	10,830,666	107,560,606
		公 共	180		1,079	8,815	55,343,886	29,192,703	9,516,854	94,053,443
		企業等	362		731	5,747	24,150,964	120,827	3,588,914	27,860,705
		家 庭	705		775	2,508	7,085,088	9,724	780,268	7,875,080
独 自	4	18	56		158,800	144,816	73,219	376,835		
		合 計	1,251	1,643	2,603	17,126	86,738,738	29,468,070	13,959,255	130,166,063
		公 共	1,951		13,337	104,266	662,579,585	228,594,302	90,487,809	981,661,696
		企業等	4,408		9,133	70,645	298,365,288	447,924	44,690,174	343,503,386
		家 庭	11,578		14,925	37,274	141,618,554	342,082	17,083,636	159,044,272
独 自	31	155	441		2,198,825	149,196	249,369	2,597,390		
		合 計	17,968	2,055	37,550	212,626	1,104,762,252	229,533,504	152,510,988	1,486,806,744
		公 共	163		1,111	8,689	55,214,965	19,049,525	7,540,651	81,805,141
		企業等	367		761	5,887	24,863,774	37,327	3,724,181	28,625,282
		家 庭	965		1,244	3,106	11,801,546	28,507	1,423,636	13,253,689
独 自	3	13	37		183,235	12,433	20,781	216,449		
		合 計	1,497	1,673	3,129	17,719	92,063,521	19,127,792	12,709,249	123,900,562
		公 共	163		1,111	8,689	55,214,965	19,049,525	7,540,651	81,805,141
		企業等	367		761	5,887	24,863,774	37,327	3,724,181	28,625,282
		家 庭	965		1,244	3,106	11,801,546	28,507	1,423,636	13,253,689
独 自	3	13	37		183,235	12,433	20,781	216,449		
		合 計	1,497	1,673	3,129	17,719	92,063,521	19,127,792	12,709,249	123,900,562
		公 共	163		1,111	8,689	55,214,965	19,049,525	7,540,651	81,805,141
		企業等	367		761	5,887	24,863,774	37,327	3,724,181	28,625,282
		家 庭	965		1,244	3,106	11,801,546	28,507	1,423,636	13,253,689
独 自	3	13	37		183,235	12,433	20,781	216,449		

注) これは月毎に集計したものの年計である。従って、◎受託件数では年間を通じた契約は毎月1件で年12件に、3カ月契約のものは、月毎に年3件計上されている。◎実人員は、同一人が1カ月内に数件又は数日就業しても1人と計上。同一契約に2人就業したときは2人と計上。(従って、同一人が数カ月就業したときは、月数に応じた人数が計上される。)◎延実人員は、同一人が1カ月以内に数件に就業したときは、件数に応じた人数を計上。

(2) 年度別・事業別

令和8年3月31日 現在

年度	年度末 会員数	実人員 (就業率)	受託 事業別	受託事業 件数	就業延日 人 員	契 約 金 額 (収入)			単位：円	構成比(%)
						配 分 金	材 料 費	事 務 費	合 計	
昭55	1, 966	725 36. 9%	公 共	295	17, 212	68, 565, 964	1, 497, 111	6, 236, 911	76, 299, 986	32. 0
			企 業	846	21, 402	77, 852, 231	273, 832	3, 776, 707	81, 902, 770	34. 4
			家 庭	2, 726	14, 467	57, 870, 869	8, 882, 859	2, 890, 649	69, 644, 377	29. 3
			独 自	19	1, 741	7, 854, 550	0	2, 406, 000	10, 260, 550	4. 3
			合 計	3, 886	54, 822	212, 143, 614	10, 653, 802	15, 310, 267	238, 107, 683	100. 0
中略										
平28	3, 002	2, 293 76. 4%	公 共	1, 732	114, 550	501, 715, 753	189, 287, 794	48, 300, 770	739, 304, 317	56. 4
			企 業	6, 536	102, 908	339, 024, 712	1, 599, 955	32, 575, 527	373, 200, 194	28. 5
			家 庭	13, 972	43, 410	169, 035, 783	3, 266, 293	12, 742, 587	185, 044, 663	14. 1
			独 自	84	1, 665	10, 627, 635	2, 373, 409	778, 006	13, 779, 050	1. 0
			合 計	22, 324	262, 533	1, 020, 403, 883	196, 527, 451	94, 396, 890	1, 311, 328, 224	100. 0
平29	2, 980	2, 340 78. 5%	公 共	1, 658	115, 163	517, 387, 548	187, 545, 997	50, 967, 789	755, 901, 334	57. 6
			企 業	6, 460	101, 844	327, 367, 376	2, 094, 199	32, 058, 299	361, 519, 874	27. 6
			家 庭	13, 810	43, 328	163, 264, 919	4, 156, 146	11, 609, 708	179, 030, 773	13. 7
			独 自	122	2, 594	11, 017, 329	2, 109, 481	842, 690	13, 969, 500	1. 0
			合 計	22, 050	262, 929	1, 019, 037, 172	195, 905, 823	95, 478, 486	1, 310, 421, 481	100. 0
平30	2, 967	2, 346 79. 1%	公 共	1, 738	124, 841	555, 678, 885	181, 438, 003	53, 499, 384	790, 616, 272	59. 1
			企 業	6, 258	97, 680	320, 932, 313	1, 051, 769	32, 962, 604	354, 946, 686	26. 5
			家 庭	13, 747	44, 090	163, 160, 052	4, 212, 342	11, 946, 078	179, 318, 472	13. 4
			独 自	126	2, 634	11, 381, 941	1, 914, 226	664, 878	13, 961, 045	1. 0
			合 計	21, 869	269, 245	1, 051, 153, 191	188, 616, 340	99, 072, 944	1, 338, 842, 475	100. 0
令元	3, 121	2, 528 81. 0%	公 共	1, 753	121, 699	570, 044, 320	189, 975, 034	57, 004, 432	817, 023, 786	59. 9
			企 業	5, 817	95, 736	321, 936, 853	885, 133	33, 659, 314	356, 481, 300	26. 1
			家 庭	13, 710	42, 845	161, 159, 375	4, 038, 926	11, 623, 727	176, 822, 028	13. 0
			独 自	115	2, 494	10, 704, 199	1, 913, 464	788, 487	13, 406, 150	1. 0
			合 計	21, 395	262, 774	1, 063, 844, 747	196, 812, 557	103, 075, 960	1, 363, 733, 264	100. 0
令2	3, 009	2, 212 73. 5%	公 共	1, 716	111, 070	519, 591, 110	171, 004, 160	52, 339, 616	742, 934, 886	61. 3
			企 業	5, 523	86, 217	283, 012, 541	1, 592, 452	28, 051, 888	312, 656, 881	25. 8
			家 庭	11, 667	36, 977	142, 272, 597	3, 687, 706	11, 107, 099	157, 067, 402	12. 9
			独 自	0	0	0	0	0	0	0. 0
			合 計	18, 906	234, 264	944, 876, 248	176, 284, 318	91, 498, 603	1, 212, 659, 169	100. 0
令3	2, 899	2, 066 71. 3%	公 共	1, 768	112, 080	524, 037, 547	197, 932, 214	54, 388, 647	776, 358, 408	61. 9
			企 業	5, 469	85, 454	284, 957, 280	960, 405	28, 248, 351	314, 166, 036	25. 1
			家 庭	12, 362	38, 110	148, 423, 295	3, 757, 352	10, 503, 611	162, 684, 258	13. 0
			独 自	0	0	0	0	0	0	0. 0
			合 計	19, 599	235, 644	957, 418, 122	202, 649, 971	93, 140, 609	1, 253, 208, 702	100. 0
令4	2, 786	2, 264 81. 3%	公 共	1, 875	109, 971	558, 330, 181	212, 494, 315	59, 888, 078	830, 712, 574	63. 2
			企 業	5, 107	83, 502	290, 327, 993	438, 753	29, 074, 872	319, 841, 618	24. 3
			家 庭	12, 415	38, 896	149, 618, 595	3, 263, 737	10, 063, 538	162, 945, 870	12. 4
			独 自	23	135	703, 575	159, 324	338, 101	1, 201, 000	0. 1
			合 計	19, 420	232, 504	998, 980, 344	216, 356, 129	99, 364, 589	1, 314, 701, 062	100. 0
令5	2, 843	2, 050 72. 1%	公 共	1, 989	111, 077	587, 650, 965	226, 495, 734	80, 057, 373	894, 204, 072	64. 2
			企 業	4, 525	76, 206	288, 726, 266	703, 170	36, 598, 957	326, 028, 393	23. 3
			家 庭	12, 342	38, 013	152, 911, 182	2, 279, 009	15, 534, 853	170, 725, 044	12. 3
			独 自	25	272	1, 540, 817	208, 879	381, 554	2, 131, 250	0. 2
			合 計	18, 881	225, 568	1, 030, 829, 230	229, 686, 792	132, 572, 737	1, 393, 088, 759	100. 0
令6	2, 929	2, 130 72. 7%	公 共	2, 074	107, 559	613, 218, 346	216, 278, 967	83, 408, 009	912, 905, 322	64. 4
			企 業	4, 482	72, 686	289, 170, 262	642, 497	37, 908, 316	327, 721, 075	23. 1
			家 庭	12, 009	38, 912	158, 253, 349	715, 893	15, 671, 149	174, 640, 391	12. 3
			独 自	29	374	1, 728, 650	167, 300	442, 091	2, 338, 041	0. 2
			合 計	18, 594	219, 531	1, 062, 370, 607	217, 804, 657	137, 429, 565	1, 417, 604, 829	100. 0
令7	3, 094	2, 055 66. 4%	公 共	1, 951	104, 266	662, 579, 585	228, 594, 302	90, 487, 809	981, 661, 696	66. 0
			企 業	4, 408	70, 645	298, 365, 288	447, 924	44, 690, 174	343, 503, 386	23. 1
			家 庭	11, 578	37, 274	141, 618, 554	342, 082	17, 083, 636	159, 044, 272	10. 7
			独 自	31	441	2, 198, 825	149, 196	249, 369	2, 597, 390	0. 2
			合 計	17, 968	212, 626	1, 104, 762, 252	229, 533, 504	152, 510, 988	1, 486, 806, 744	100. 0

(3) 年齢別・性別・年度別(会員就業状況)

令和8年3月31日 現在

性別 年齢	計			男			女		
	会員数	就業数	就業率	会員数	就業数	就業率	会員数	就業数	就業率
昭53年度	2,136	440	20.6	1,581	334	21.1	555	106	19.1
中略									
平28年度	3,002	2,293	76.4	2,079	1,580	76.0	923	713	77.2
平29年度	2,980	2,340	78.5	2,041	1,601	78.4	939	739	78.7
平30年度	2,967	2,346	79.1	2,019	1,593	78.9	948	753	79.4
令元年度	3,121	2,528	81.0	2,093	1,699	81.2	1,028	829	80.6
令2年度	3,009	2,212	73.5	2,014	1,512	75.1	995	700	70.4
令3年度	2,899	2,066	71.3	1,951	1,432	73.4	948	634	66.9
令4年度	2,786	2,264	81.3	1,861	1,524	81.9	925	740	80.0
令5年度	2,843	2,050	72.1	1,885	1,395	74.0	958	655	68.4
令6年度	2,929	2,130	72.7	1,922	1,423	74.0	1,007	707	70.2
令7年度	3,094	2,055	66.4	1,974	1,338	67.8	1,120	717	64.0
(令7年度内訳)									
60歳未満	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
60～64歳	134	59	44.0	61	19	31.1	73	40	54.8
65～69歳	397	201	50.6	244	122	50.0	153	79	51.6
70～74歳	708	473	66.8	408	283	69.4	300	190	63.3
75～79歳	972	709	72.9	623	467	75.0	349	242	69.3
80歳以上	883	613	69.4	638	447	70.1	245	166	67.8

※ 就業数は1年間に1回以上就業した会員の数

(4) 派遣事業

(1) 事業内容

令和7年11月より派遣事業を開始。スーパー店舗での品出し・調理補助・接客
民間企業での一般事務業務を受注。

(2) 契約実績

仕事の分類別実績		受注件数 (件)	派遣就業 実人員 (人)	派遣就業 延人員 (人日)	契約金額 (単位：円)		
					会員賃金	手数料等	合計
	事務的職業	4		34	267,104	85,597	352,701
	販売の職業	2		18	121,447	37,868	159,315
	運搬・清掃・包装等の職業	6		131	700,667	221,337	922,004
	合計	12	7	183	1,089,218	344,802	1,434,020

公共・民間別実績	公共事業	0		0	0	0	0
	民間事業	12		183	1,089,218	344,802	1,434,020
	合計	12		183	1,089,218	344,802	1,434,020

(3) 収 入

事務委任手数料 160,855円

(5) パソコン教室

(1) 目 的

会員のパソコン操作の知識、技能の活用を図ることにより、地域住民の要望に応えるとともに会員就業分野の拡大を図る。

(2) 実施内容

- ア. 講 師 会員中のパソコン講習資格所有者又はそれに準ずる技能を有すると認められる者
 イ. 対 象 18歳以上の方
 ウ. コース名・内容等

コース名	開講回数	講習時間	定 員	講習日数	講習料金
パソコン入門	4	3時間	9名	3	8,000円
エクセル基礎	4			3	8,000円
ワード基礎	3			3	8,000円
エクセル応用	3			4	11,000円
ワード応用	3			4	11,000円
パワーポイント基礎	3			4	11,000円

エ. 開催場所 用賀ワークプラザ

オ. 利用者数 89人

(3) 収 支

① 収 入 780,000 円

講習料 780,000 円

② 支 出 738,494 円

配分金支出 603,505 円

直接経費 134,989 円

(内訳) (ア)パソコン等機材リース料 3,168 円

(イ)インターネット使用料等 38,448 円

(ウ)通信料(携帯電話) 36,398 円

(エ)消耗品等 56,975 円

③ 収支差 41,506 円

(収支差は、パソコン教室事業における公共料金及び事務に係る経費等に充当)

(6) カルチャー教室

(1) 目 的

会員の知識、技能、特技を活かし各講座を開設することにより、センターでの就業機会の拡大を図り地域社会の生涯学習を推進する。

(2) 実施内容

ア. 講 師 会員中の講座開催の知識、技能を有し開催を希望する者

イ. 対 象 18歳以上の方

ウ. 講座内容

講座名	クラス数	開講回数	定員	講習料金
絵画教室	1	40	15名	20,340円 (20回)
フラワーアレンジメント	1	40	15名	20,340円 (20回)
世田谷史	1	40	15名	16,950円 (20回)
初級書道	1	40	15名	20,340円 (20回)
歌謡教室	1	20	8名	20,340円 (20回)

エ. 開催場所 用賀ワークプラザ

オ. 開 催 年2回 1回6ヶ月単位
(4月～9月、10月～3月)

カ. 利用者数 90人

(3) 収 支

① 収 入 1,664,490 円

② 支 出 1,473,000 円

配分金支出 1,473,000 円

直接経費 0 円

③ 収支差 191,490 円

(収支差は、カルチャー教室事業の光熱水費として事務費に充当)

(8) 動画編集講座

(1) 目 的

会員がこれまで培ってきた知識・経験・技能を講師として活かし、地域住民に対して動画編集スキルの習得機会を提供することで、会員の活躍の場の創出と就業機会の拡充を図るとともに、地域における学びの機会の充実と相互交流の促進に寄与することを目的とする。

(2) 実施内容

- ア. 講 師 会員中の講座開催の知識、技能を有し開催を希望する者
 イ. 対 象 受講を希望する方
 ウ. 開催場所 宮坂本部 独自事業室
 エ. 内 容

開催日時	受講者数	受講料
令和7年12月17日 9～12時	9	3,000円
令和8年 2月12日 13～16時	9	3,000円

(3) 収 支

- ① 収 入 54,000 円
 ② 支 出 47,580 円
 配分金支出 43,200 円
 直接経費 4,380 円 (テキスト代)
 ③ 収支差 6,420 円

(収支差は、動画編集講座事業の事務に係る経費等に充当)

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
令和 7 年度 決 算

このことについて、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
定款第 40 条の規定により、承認を求めます。

令和 8 年 6 月 19 日

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
会 長 山 田 正 孝

令和7年度 決算 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	4,668,092	5,023,839	△ 355,747
郵便振替口座	504,141	322,055	182,086
普通預金	32,032,404	51,477,038	△ 19,444,634
未収金	120,861,897	116,463,022	4,398,875
前払金	454,997	1,286,438	△ 831,441
貯蔵品	96,625	58,394	38,231
立替金	287,248	63,241	224,007
貸倒引当金	△ 726,894	△ 699,157	△ 27,737
流動資産合計	158,178,510	173,994,870	△ 15,816,360
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	22,929,299	19,739,696	3,189,603
減価償却引当資産	10,573,914	6,659,447	3,914,467
財政運営資金積立資産	40,325,018	68,325,018	△ 28,000,000
リース資産取得資金	7,405,835	7,405,835	0
車輛運搬具取得資金	7,379,929	7,379,929	0
電気自動車リース特定預金	724,900	0	724,900
備品（特定資産）	4,792,600	2,458,720	2,333,880
備品減価償却累計額	△ 955,180	△ 673,491	△ 281,689
*	3,837,420	1,785,229	2,052,191
特定資産合計	93,176,315	111,295,154	△ 18,118,839
(2) その他固定資産			
建物	660,000	660,000	0
建物減価償却累計額	△ 484,000	△ 352,000	△ 132,000
*	176,000	308,000	△ 132,000
什器備品	23,468,908	14,124,518	9,344,390
什器備品減価償却累計額	△ 9,134,734	△ 5,633,956	△ 3,500,778
*	14,334,174	8,490,562	5,843,612
リース資産	9,233,980	9,233,980	0
リース資産減価償却累計額	△ 4,852,971	△ 3,006,175	△ 1,846,796
*	4,381,009	6,227,805	△ 1,846,796
預託金	11,300	11,300	0
その他固定資産合計	18,902,483	15,037,667	3,864,816
固定資産合計	112,078,798	126,332,821	△ 14,254,023
資産合計	270,257,308	300,327,691	△ 30,070,383
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	113,949,980	122,832,162	△ 8,882,182
前受金	4,567,634	6,626,763	△ 2,059,129
預り金	31,610,524	40,516,906	△ 8,906,382
リース債務（流動）	1,598,598	1,895,563	△ 296,965
未払費用	9,592,523	7,490,651	2,101,872
流動負債合計	161,319,259	179,362,045	△ 18,042,786
2. 固定負債			
退職給付引当金	22,934,959	19,739,696	3,195,263
リース債務（固定）	3,007,066	4,605,664	△ 1,598,598
固定負債合計	25,942,025	24,345,360	1,596,665
負債合計	187,261,284	203,707,405	△ 16,446,121
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	4,562,320	2,652,489	1,909,831
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(4,562,320)	(1,707,589)	(2,854,731)
2. 一般正味財産	78,433,704	93,967,797	△ 15,534,093
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(65,684,696)	(89,847,869)	(△ 24,163,173)
正味財産合計	82,996,024	96,620,286	△ 13,624,262
負債及び正味財産合計	270,257,308	300,327,691	△ 30,070,383

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	2,948,000	2,825,000	123,000
正会員受取会費	2,948,000	2,825,000	123,000
事業収益	1,486,806,744	1,417,604,829	69,201,915
受取配分金	1,104,762,252	1,062,370,607	42,391,645
受取材料費等	229,533,504	217,804,657	11,728,847
受取事務費	152,510,988	137,429,565	15,081,423
労働者派遣事業等受託収益	160,855	0	160,855
労働者派遣事業等受託費収入	160,855	0	160,855
受取補助金等	120,923,250	107,613,125	13,310,125
受取連合交付金	28,858,000	27,158,000	1,700,000
受取区補助金	90,989,857	78,903,925	12,085,932
働き方改革推進支援助成金	55,142	55,142	0
自主事業新設支援事業助成金	800,251	1,340,958	△ 540,707
電気自動車等の普及促進事業助成金	110,000	77,550	32,450
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	110,000	77,550	32,450
雑収益	6,804,382	13,861	6,790,521
受取利息	26,942	9,861	17,081
雑収益	6,777,440	4,000	6,773,440
経常収益計	1,617,643,231	1,528,056,815	89,586,416
(2) 経常費用			
事業費	1,612,466,509	1,523,977,862	88,488,647
支払配分金	1,104,762,252	1,062,370,607	42,391,645
支払材料費等	229,533,504	217,804,657	11,728,847
職員基本給	67,303,449	56,870,802	10,432,647
職員特別手当	32,659,722	24,535,831	8,123,891
職員諸手当	26,000,853	22,017,930	3,982,923
臨時雇賃金	19,806,572	17,117,174	2,689,398
法定福利費	19,466,269	17,389,862	2,076,407
退職給付費用	8,151,680	9,757,106	△ 1,605,426
福利厚生費	1,160,728	1,044,835	115,893
会議費	181,020	192,946	△ 11,926
旅費交通費	2,479,422	2,781,110	△ 301,688
通信運搬費	10,054,184	7,368,159	2,686,025
消耗什器備品費	0	633,853	△ 633,853
消耗品費	4,081,814	3,935,327	146,487
修繕費	86,650	87,650	△ 1,000
印刷製本費	1,272,869	1,564,272	△ 291,403
光熱水料費	3,064,892	3,257,025	△ 192,133
燃料費	280,811	415,782	△ 134,971
保険料	8,333,554	6,692,463	1,641,091
諸謝金	71,172	88,274	△ 17,102
委託費	21,471,793	21,139,994	331,799
租税公課	27,417,990	26,201,935	1,216,055
賃借料	9,467,897	8,196,315	1,271,582
貸倒引当金繰入額	95,900	59,263	36,637
手数料	9,268,317	8,009,405	1,258,912
雑費	33,456	324,654	△ 291,198
支払負担金	283,464	260,850	22,614
リース減価償却費	1,743,115	1,743,115	0
支払利息	52,093	110,324	△ 58,231
減価償却費	3,881,067	2,006,342	1,874,725

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	20,710,815	16,812,749	3,898,066
役員報酬	1,180,000	960,000	220,000
職員基本給	5,065,851	4,280,598	785,253
職員特別手当	2,458,258	1,846,782	611,476
職員諸手当	1,957,053	1,657,263	299,790
法定福利費	1,463,967	1,308,217	155,750
退職給付費用	613,567	734,405	△ 120,838
福利厚生費	87,366	81,282	6,084
会議費	69,631	72,342	△ 2,711
旅費交通費	581,619	592,432	△ 10,813
通信運搬費	1,822,275	822,846	999,429
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	560,538	376,222	184,316
修繕費	177,805	178,200	△ 395
印刷製本費	880,496	662,972	217,524
光熱水料費	73,583	77,680	△ 4,097
燃料費	453	837	△ 384
保険料	143,757	143,946	△ 189
委託費	1,977,037	1,616,779	360,258
租税公課	556,110	521,965	34,145
賃借料	719,680	564,319	155,361
手数料	109,834	102,089	7,745
雑費	642	702	△ 60
支払負担金	21,336	19,633	1,703
リース減価償却費	103,681	103,681	0
支払利息	52,876	68,172	△ 15,296
減価償却費	33,400	19,385	14,015
経常費用計	1,633,177,324	1,540,790,611	92,386,713
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 15,534,093	△ 12,733,796	△ 2,800,297
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 15,534,093	△ 12,733,796	△ 2,800,297
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 15,534,093	△ 12,733,796	△ 2,800,297
一般正味財産期首残高	93,967,797	106,701,593	△ 12,733,796
一般正味財産期末残高	78,433,704	93,967,797	△ 15,534,093
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	2,730,900	2,830,850	△ 99,950
自主事業新設支援事業助成金	2,730,900	1,730,850	1,000,050
電気自動車等の普及促進事業助成金	0	550,000	△ 550,000
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	0	550,000	△ 550,000
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 821,069	△ 297,396	△ 523,673
当期指定正味財産増減額	1,909,831	2,533,454	△ 623,623
指定正味財産期首残高	2,652,489	119,035	2,533,454
指定正味財産期末残高	4,562,320	2,652,489	1,909,831
III 正味財産期末残高	82,996,024	96,620,286	△ 13,624,262

正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	高齢者の社会参加を促進する事業		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	1,474,000	1,474,000	2,948,000
正会員受取会費	1,474,000	1,474,000	2,948,000
事業収益	1,470,972,120	15,834,624	1,486,806,744
受取配分金	1,104,762,252		1,104,762,252
受取材料費等	229,533,504		229,533,504
受取事務費	136,676,364	15,834,624	152,510,988
労働者派遣事業等受託収益	160,855	0	160,855
労働者派遣事業等受託費収入	160,855		160,855
受取補助金等	120,923,250	0	120,923,250
受取連合交付金	28,858,000		28,858,000
受取区補助金	90,989,857		90,989,857
働き方改革推進支援助成金	55,142		55,142
自主事業新設支援事業助成金	800,251		800,251
電気自動車等の普及促進事業助成金	110,000		110,000
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	110,000		110,000
雑収益	3,402,191	3,402,191	6,804,382
受取利息	13,471	13,471	26,942
雑収益	3,388,720	3,388,720	6,777,440
経常収益計	1,596,932,416	20,710,815	1,617,643,231
(2) 経常費用			
事業費	1,612,466,509	0	1,612,466,509
支払配分金	1,104,762,252	0	1,104,762,252
支払材料費等	229,533,504	0	229,533,504
職員基本給	67,303,449	0	67,303,449
職員特別手当	32,659,722	0	32,659,722
職員諸手当	26,000,853	0	26,000,853
臨時雇賃金	19,806,572	0	19,806,572
法定福利費	19,466,269	0	19,466,269
退職給付費用	8,151,680	0	8,151,680
福利厚生費	1,160,728	0	1,160,728
会議費	181,020	0	181,020
旅費交通費	2,479,422	0	2,479,422
通信運搬費	10,054,184	0	10,054,184
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	4,081,814	0	4,081,814
修繕費	86,650	0	86,650
印刷製本費	1,272,869	0	1,272,869
光熱水料費	3,064,892	0	3,064,892
燃料費	280,811	0	280,811
保険料	8,333,554	0	8,333,554
諸謝金	71,172	0	71,172
委託費	21,471,793	0	21,471,793
租税公課	27,417,990	0	27,417,990
賃借料	9,467,897	0	9,467,897
貸倒引当金繰入額	95,900	0	95,900
手数料	9,268,317	0	9,268,317
雑費	33,456	0	33,456
支払負担金	283,464	0	283,464
リース減価償却費	1,743,115	0	1,743,115

正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	高齢者の社会参加を促進する事業		
支払利息	52,093	0	52,093
減価償却費	3,881,067	0	3,881,067
管理費	0	20,710,815	20,710,815
役員報酬	0	1,180,000	1,180,000
職員基本給	0	5,065,851	5,065,851
職員特別手当	0	2,458,258	2,458,258
職員諸手当	0	1,957,053	1,957,053
法定福利費	0	1,463,967	1,463,967
退職給付費用	0	613,567	613,567
福利厚生費	0	87,366	87,366
会議費	0	69,631	69,631
旅費交通費	0	581,619	581,619
通信運搬費	0	1,822,275	1,822,275
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	0	560,538	560,538
修繕費	0	177,805	177,805
印刷製本費	0	880,496	880,496
光熱水料費	0	73,583	73,583
燃料費	0	453	453
保険料	0	143,757	143,757
委託費	0	1,977,037	1,977,037
租税公課	0	556,110	556,110
賃借料	0	719,680	719,680
手数料	0	109,834	109,834
雑費	0	642	642
支払負担金	0	21,336	21,336
リース減価償却費	0	103,681	103,681
支払利息	0	52,876	52,876
減価償却費	0	33,400	33,400
経常費用計	1,612,466,509	20,710,815	1,633,177,324
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 15,534,093	0	△ 15,534,093
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 15,534,093	0	△ 15,534,093
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 15,534,093	0	△ 15,534,093
一般正味財産期首残高	87,197,179	6,770,618	93,967,797
一般正味財産期末残高	71,663,086	6,770,618	78,433,704
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	2,730,900	0	2,730,900
自主事業新設支援事業助成金	2,730,900	0	2,730,900
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 821,069	0	△ 821,069
当期指定正味財産増減額	1,909,831	0	1,909,831
指定正味財産期首残高	2,652,489	0	2,652,489
指定正味財産期末残高	4,562,320	0	4,562,320
III 正味財産期末残高	76,225,406	6,770,618	82,996,024

財産目録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金			4,668,092
	(一般)	手元保管	運転資金として	(60,543)
	(烏山支部)	手元保管	運転資金として	(31,549)
	(自転車駐車場等つり銭)	各駐輪場・レンタ	運転資金として	(4,316,000)
	(レンタ・デポジット)	各レンタ	レンタ・デポジットとして	(0)
	(自転車管理センター)	管理センター	運転資金として	(260,000)
	郵便振替口座		運転資金として	504,141
	普通預金			32,032,404
		みずほ銀行世田谷支店	運転資金として	(8,819,214)
		みずほ銀行世田谷支店	運転資金として	(91,910)
		みずほ銀行世田谷支店	運転資金として	(959,382)
		三菱UFJ銀行世田谷支店	運転資金として	(264,768)
		みずほ銀行烏山支店	運転資金として	(645,339)
		みずほ銀行烏山支店	運転資金として	(27,242)
		みずほ銀行世田谷支店	運転資金として	(137,441)
		〈自転車駐車場用等口座〉		
		みずほ銀行世田谷支店	運転資金として	(4,265,346)
		みずほ銀行経堂支店	運転資金として	(326,262)
		みずほ銀行世田谷支店等 他 36 件	自転車・レンタ売上	(13,059,500)
		みずほ銀行経堂支店	レンタ・デポジット預かりとして	(3,436,000)
	未収金	受託に対する未収額		120,861,897
	(一般)		受託事業の受託料金	(113,711,897)
	(指定管理料)		レンタサイクルポート分	(7,150,000)
	前払金		保険料前払他	454,997
	貯蔵品		印紙等 未使用分	96,625
	立替金		損害賠償事故センター立替分他	287,248
	貸倒引当金			△ 726,894
流動資産合計				158,178,510
(固定資産)	特定資産			
	退職給付引当資産	普通預金	職員退職給付引当金見合の引当資産として	22,929,299
		みずほ銀行世田谷支店	管理している	
	減価償却引当資産	普通預金	減価償却累計額見合いの引当資産として	10,573,914
		みずほ銀行世田谷支店	管理している	
	財政運営資金積立資産	普通預金	運転資金として	40,325,018
		みずほ銀行世田谷支店		
	リース資産取得資金	普通預金	リース資産取得のため管理している	7,405,835
		みずほ銀行世田谷支店		
	車両運搬具取得資金	普通預金	車両運搬具取得のため管理している	7,379,929
		みずほ銀行世田谷支店		
	電気自動車リース特定預金	普通預金	電気自動車リース費用支払いのための	724,900
		みずほ銀行世田谷支店	預金を管理している	
	備品 (特定資産)	クラウド PBX	共有財産であり、うち 99% は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1% は管理運営の用に供している	8,751
	備品 (特定資産)	独自事業室 (烏山支部) エアコン	公益目的事業用に使用している	684,053
	備品 (特定資産)	独自事業室 (烏山支部) 壁紙	公益目的事業用に使用している	356,928
	備品 (特定資産)	独自事業室 (烏山支部) カーペット	公益目的事業用に使用している	341,256
	備品 (特定資産)	iPad	公益目的事業用に使用している	2,446,432

財産目録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
その他固定資産	建物	建物（鳥山支部）	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			176,000
	什器備品		14,334,174
		クラウド PBX	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(11,471)
		電動自転車	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(1)
		カーペット	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(146,619)
		電話機	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(803,922)
		シュレッダー	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(21,692)
		倉庫移動棚	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(2,838,379)
		看板	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(144,210)
		WEB カメラ	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(27,440)
		支部エアコン	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(353,555)
		クラウド PBX (MOT)	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(681,932)
		間仕切り壁	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(540,936)
		机	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(1,109,166)
		用賀ワークプラザ木製建具（扉）	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(693,888)
		用賀ワークプラザ壁紙	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(1,062,903)
		用賀ワークプラザカーペット	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している
			(2,149,123)

財産目録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
	リース資産	用賀ワークプラザブラインド	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(1,179,486)
		iPad	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(244,653)
		デスクパネル	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(2,324,798)
		コンピューターシステム	共有財産であり、うち93%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、7%は管理運営の用に供している	4,381,009 (4,320,071)
		事業用車輛	公益目的事業用に使用している	(60,938)
	預託金			11,300
		供託金	公益目的事業用に供している	(11,300)
固定資産合計				112,078,798
資産合計				270,257,308
(流動負債)				
	未払金 (一般)		受託事業に供する材料費等と管理運営費費用等の未払い分	113,949,980 (113,694,295)
	(区)		補助事業に対する未使用額	(255,685)
	前受金 (民間)		次年度の公益事業に係る受取り収入額である	4,567,634 (3,467,384)
	(パソコン教室)		次年度の公益事業に係る受取り収入額である	(297,000)
	(カルチャー教室)		次年度の公益事業に係る受取り収入額である	(803,250)
	預り金			31,610,524
			自転車等駐車場・レンタサイクルポート利用料金、レンタサイクルポート・デポジット(カード発行・保証金)他	(31,362,041)
			源泉徴収税、健康保険料等の預かり分他	(248,483)
	リース債務 (流動)			1,598,598
			事業管理及び会計業務システムに関するリース債務である	(1,481,177)
			事業用車輛に関するリース債務である	(117,421)
	未払費用	職員に対するもの	職員に対する賞与の支給に備えたもの	9,592,523
流動負債合計				161,319,259
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職金の支給に備えたもの	22,934,959
	リース債務 (固定)			3,007,066
			事業管理及び会計業務システムに関するリース債務である	(3,007,066)
			事業用車輛に関するリース債務である	(0)
固定負債合計				25,942,025
負債合計				187,261,284
正味財産				82,996,024

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物および什器備品・・・定額法による減価償却を実施しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法にしております。

(2) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金・・・未収金及び立替金の貸倒損失に備えるため、期末債権残高に一定率を乗じて算出した金額を計上しております。

退職給付引当金・・・職員退職給付に備えるため、期末退職給付の要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済給付額を控除した金額を計上しております。

(3) 消費税の会計処理は、税込方式によっております。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当資産	19,739,696	3,409,137	219,534	22,929,299
減価償却引当資産	6,659,447	3,914,467	0	10,573,914
財政運営資金積立資産	68,325,018	0	28,000,000	40,325,018
リース資産取得資金	7,405,835	0	0	7,405,835
車輛運搬具取得資金	7,379,929	0	0	7,379,929
電気自動車リース特定預金	0	724,900	0	724,900
備品（特定資産）	1,785,229	2,653,260	601,069	3,837,420
合 計	111,295,154	10,701,764	28,820,603	93,176,315

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
退職給付引当資産	22,929,299	(0)	(0)	(22,929,299)
減価償却引当資産	10,573,914	(0)	(10,573,914)	(0)
財政運営資金積立資産	40,325,018	(0)	(40,325,018)	(0)
リース資産取得資金	7,405,835	(0)	(7,405,835)	(0)
車輛運搬具取得資金	7,379,929	(0)	(7,379,929)	(0)
電気自動車リース特定預金	724,900	(724,900)	(0)	(0)
備品（特定資産）	3,837,420	(3,837,420)	(0)	(0)
合 計	93,176,315	(4,562,320)	(65,684,696)	(22,929,299)

4. リース関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

本部・支部事務所におけるコンピューター、公益目的事業用車両等である。

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高は、次のとおりであります。

(単位：円)

補助金等の名称	交 付 者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金 連合交付金（国庫補助金）	（公財） 東京しごと財団	0	28,858,000	28,858,000	0	
区補助金	世田谷区	0	90,989,857	90,989,857	0	
働き方改革推進 支援助成金	厚生労働省	63,893	0	55,142	8,751	指定正味財産
自主事業新設支 援事業助成金	（公財） 東京しごと財団	1,643,696	2,730,900	545,927	3,828,669	指定正味財産
電気自動車等の普 及促進事業助成金	（公財） 東京都環境公社	472,450	0	110,000	362,450	指定正味財産
クリーンエネルギー自動 車導入促進補助金	（一社） 次世代自動車振興センター	472,450	0	110,000	362,450	指定正味財産
合 計		2,652,489	122,578,757	120,668,926	4,562,320	

6. 退職給付関係

（１）採用している退職給付制度の概要

一時金制度、中小企業退職金共済制度を併用しております。

（２）退職給付債務に関する事項

①退職給付債務	22,929,299 円
②退職給付引当金	22,929,299 円

（３）退職給付費用に関する事項

退職給付費用に計上した額は以下のとおりであります。

①退職給付引当金繰入額	3,409,137 円
②中小企業退職金共済掛金	2,820,000 円
③全国シルバー人材センター企業年金基金	2,536,110 円
④退職給付費用	8,765,247 円

（４）退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済給付額を除いた金額を退職給付引当金に計上しております。

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりであります。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	601,069
賃借料計上による振替額	220,000
合 計	821,069

附 属 明 細 書

1. 特定資産の明細

特定資産について、財務諸表に対する注記２．特定資産の増減額及びその残高に記載しているため、記載を省略します。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	699,157	726,894	68,163	630,994	726,894
退職給付引当金	19,739,696	3,409,137	219,534	0	22,929,299

注）貸倒引当金のその他の減少額は、洗替法による戻入額である。

監査報告書

令和8年4月21日

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

会 長 山 田 正 孝 様

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

監事 市 野 邦 男

監事 山 本 嶋 子

私達は、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの令和7年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事及び事務局職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査報告

一 公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの令和7年度の事業報告は、法令もしくは定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及び附属明細書並びに財産目録の監査結果

公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの令和7年度の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
理事・監事の選任

このことについて、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
定款第23条第1項の規定により、承認を求めます。

令和8年6月19日

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
会 長 山 田 正 孝

理事・監事の選任

令和7年6月20日就任の理事より2名の退任者がありました。
退任者補充及び新規監事追加のため、本総会で下記の者を候補者として推薦します。

公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター

理事及び監事候補者名簿

任期 (令和8年6月19日～令和9年総会の日)

	役職名	氏 名	再任・新任の別	備 考
1	理 事	おく たに やす お 奥 谷 泰 雄	新 任	①塾講師 ②令和3年8月27日 ③屋外軽作業、地域組織・会員部会
2	理 事	みな がわ けん いち 皆 川 健 一	新 任	①世田谷区役所 管理職 ②令和8年4月1日 ③事務局長
3	監 事	すぎ やま はる ひこ 杉 山 晴 彦	新 任	①経理事務、監査業務、経営企画 ②令和元年10月29日 ③見守り、整理案内

※新任理事・監事候補者備考欄の記載は ①職歴 ②センター入会年月日 ③センターでの活動内容(仕事、部会員等)です。

公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター

令和８年度 事業計画

1 はじめに

我が国の高齢化は引き続き進展しており、世田谷区においても高齢者人口の増加が見込まれています。生産年齢人口が減少する中、健康で意欲のある高齢者が、その知識や経験を活かし、地域社会の担い手として活躍することへの期待は一層高まっています。

当センターは、「自主・自立」「共働・共助」の理念のもと、第５次中期５か年計画に基づき、就業機会の確保、適正就業の推進、会員の確保・育成、高齢者支援事業の充実などに取り組んで参りました。一方で、会員の高年齢化や就業環境の変化、契約関係の見直しなど、センターを取り巻く環境は変化しており、持続可能な運営体制の強化が求められています。

令和８年度においては、就業機会の確保と適正就業の推進を図るとともに、契約の透明性と安定性を確保するため、包括契約方式への移行を着実に進め、法令遵守と適正な契約事務の徹底に努めて参ります。また、派遣事業についても、状況を踏まえながら適切に活用し、就業機会の拡充につなげて参ります。引き続き、支えあいサービスをはじめとする地域貢献事業の充実を図り、地域社会に貢献するとともに、世田谷区との連携事業についても着実に取り組んで参ります。令和７年度より開始した小学校における朝開門事業については、地域の安全・安心を支える取組として実施しており、地域から信頼されるセンター運営に取り組んで参ります。

2 「基本方針」及び「取組の方向性」

当センターは、法律に基づき、地域の高齢者の就業に関する事業を行う公益法人です。

令和６年度に策定した「第５次中期５か年計画」（令和７年度～１１年度）に基づき、次の５つの「基本方針」及び３つの「取組の方向性」をもとに、本年度の事業活動を積極的に展開して行きます。

「基本方針」

- (1) 会員がいきいきと活躍できる就業や社会奉仕活動等の機会を確保する
- (2) 会員が社会とつながる機会を確保する
- (3) 就業等に関する相談や情報提供等のコーディネート機能を担う
- (4) 意欲ある会員の学び直しの機会を提供する
- (5) 地域との関係性を構築し、公益性のある活動を展開する

「取組の方向性」

- (1) 会員の増加・育成

会員数が減少傾向にある中で、センターの活動の「根幹」である会員の増加・育成に向けた取組を行っていきます。

- (2) 就業機会の確保と就業の推進

魅力ある就業機会を確保・開拓するとともに、実際に会員がそうした機会を活用し、かつ安全に就業できるような取り組みを行っていきます。

(3) 組織の活性化

組織の運営方針等をわかりやすい形で共有するとともに、組織として形骸化せず円滑に運営を行っていきけるよう、活性化に向けた取り組みを行っていきます。

3 事業目標

本年度の事業計画においては、次のとおり事業目標を定め計画を推進します。

会員数	3,150 人
就業率	80%
就業延日人員	246,000 人
受託件数	18,615 件
請負契約金額	15 億 6,031 万円
派遣契約金額	1,000 万円
smile to smile 登録率	70%
社会奉仕活動参加率（延べ）	14%

※事業目標については、「第 5 次中期 5 か年計画」及び前年度実績等を踏まえ、実現性のある目標値とした。

4 事業実施計画

(1) 会員の増加・育成

① センターのイメージの刷新・PR

ア ホームページ等による情報発信

当センターに興味のある方が、センターの事業内容等を解りやすく、気軽にアクセスできるよう、ホームページの掲載内容をさらに整理・工夫するとともに、各種 SNS での広告を引き続き行います。

また、センター事業や会員の活躍をより分かりやすく発信するため、動画コンテンツを活用した広報を充実させます。

イ 広報紙「シルバーせたがや」・「Smile to Smile」での情報発信の充実

広報紙「シルバーせたがや」については、従来は紙面の都合上掲載量に限りがありましたが、一部デジタル配信に切り替えたことから、よりたくさんの魅力ある情報を発信していきます。

また、「Smile to Smile」では、就業情報の掲載拡大を図るとともに、地域ごとのエリアマネージャー等による創意工夫を生かした情報発信を行い、就業情報に限らず、会員であることの楽しさや魅力を感じていただける内容の充実を図って参ります。

② 区民との接点づくり

ア 入会説明会

入会説明会は、宮坂本部での集合形式説明会のほか、1 対 1 での個別入会説明会、オンライン説明会、各地域での出張説明会も随時開催し、入会希望者との接点の形式・回数を増やしていきます。

令和 8 年度は、出張説明会の充実に重点を置き、積極的に取り組んで参ります。

イ ボランティア活動や地域イベント参加等を通したセンターの認知度向上

地域組織を単位とする地域に密着した社会奉仕活動や、世田谷クリーンアップ作戦等の行政や他団体と連携した活動の取り組みの強化・拡大、せたがやふるさと区民まつり・いきいきせたがや文化祭をはじめとした区内各種イベントなどで当センターのPRを積極的に行います。

③ 研修等による会員の育成

入会3年次研修や役員研修、職群ごとの全体研修会等の充実を図るほか、リーダー格の会員には東京しごと財団の研修への参加等を通して資質向上を図ります。

また、地域活動推進のための研修を行い、地域との連携強化やエリア単位のボランティア活動を促進します。

(2) 就業機会の確保と就業の推進

① 就業機会の新規開拓と新しい形態への対応

ア 指定管理者(区立自転車等駐車場)

令和8年度から新たに5年間の区立自転車等駐車場の指定管理者の指定を受けました。引き続き、就業会員全員が一体となって質の高い事業を推進していきます。

イ 請負受託事業

公共事業の受注は、随時、区関係機関への要請やPRにより、仕事の受注の確保・拡大を図ります。特に、地方自治法等に基づく「政策目的随意契約」の趣旨を踏まえ、区の当センター所管部などとの連携を強化します。なお、令和8年度からは「小学校における朝開門事業」の受託校数が増加することから、円滑な事業運営に努めるとともに、令和9年度以降の受託拡大につながるよう取り組んで参ります。

また民間事業の受注は、理事による発注者訪問等による受注の確保・拡大をめざします。

ウ 派遣事業

令和7年度から開始した派遣事業については、事業の安定的な運営を図りながら、関係法令の遵守を徹底し、今後の事業の定着及び拡充に向けて段階的に取り組んで参ります。

エ 包括契約(新しい契約方式)の開始

第5次中期5か年計画に基づき、令和8年度から公共事業に限り包括契約を開始します。今後の対象拡大について、実施状況等を踏まえながら検討を行います。

② 就業のコーディネート

ア 未就業会員の調査と就業促進

未就業会員の意向をアンケート調査によって把握し、就業意欲と能力のある会員には積極的に就業機会を提供します。

イ 就業交代とワークシェアリング

一人でも多くの会員に希望する就業の提供ができるよう、「就業の提供計画に関する基準」による就業交代を進めます。また、発注者の理解を得ながら、一つの仕事に複数の会員がローテーションで就業できるよう、ワークシェアリングを積極的に進めます。

ウ 独自事業の展開

既存の独自事業については、引き続き安定した事業運営に努めるとともに、内容の充実を図って参ります。また、新たな事業についても、会員の就業機会の拡大や地域ニーズを踏まえ、有効な企画があれば積極的に検討し、事業の展開を図って参ります。

エ 会員向けの就業情報の提供

引き続き窓口やホームページにおける就業情報揭示のほか、「Smile to Smile」を活用したリアルタイムな就業情報提供の充実を図ります。

オ さわやか相談窓口による就業促進

理事による「さわやか相談窓口」を通じ、未就業会員の就業促進と支援、就業への心構えなどの相談に、理事と事務局が連携して対応します。

③ 適正かつ安全な就業の推進

ア 安全委員会による安全推進

安全就業推進計画に基づく安全パトロールを年1回実施するとともに、安全に関する研修等を企画・実施するだけでなく、ホームページや「シルバーせたがや」を利用した危機管理意識の向上に向けた周知を行い、会員の安全意識の高揚を図ります。

さらに令和8年度は、会員の健康維持と安全就業の確保を目的とした、フレイル予防体操講習会の開催を拡大して参ります。

イ 事故等が発生しにくい契約内容の見直し

猛暑日等で会員に危険が生じる可能性がある場合には、就業への配慮を協議できる仕様内容を契約書に盛り込むなど、発注者にご理解を要請していきます。

ウ 就業制限など安全就業に関するルールの再点検

高所作業の受注の見直しなど、安全第一の就業が確保できるよう事業内容を再点検していきます。また万が一、重篤事故が発生した場合には、当該会員への聞き取り調査を行うなど事故原因の把握と再発防止策の検討を行い、安全対策の強化に努めます。

(3) 組織の活性化

① 役割の明確化と運営の円滑化

ア 理事会等の役割の整理

理事会の役割の明確化を目指し理事の意見交換の場を設けるとともに、理事会・各部会・委員会など各組織の連携強化と情報の共有化を行い、会員の意見や要望等がより一層反映される組織づくりを進めます。

また仕事別グループ会議は、引き続き開催見送りとし、今後のグループの在り方について検討していきます。

イ 事務局職員の人材育成

職場内研修(文書管理研修等)や東京しごと財団主催の研修(職位ごとの研修等)、第4ブロック合同研修(コンプライアンス研修等)への参加や、事務局長からの指導育成を通して、職員としての事務能力等の向上を図ります。

ウ 拠点施設の有効活用方法の検討

老朽化が確認されている烏山支部および用賀ワークプラザについては、今後の施設整備の方向性を見据え、区と密接に連携しながら、施設の在り方や整備手法等について必要な協議・調整を進めて参ります。

エ デジタル化の普及

デジタル機器やその活用能力を有さない会員への配慮のもと、「Smile to Smile」を活用した各種情報伝達の迅速化およびペーパーレス化に伴う SDGs への貢献に寄与して参ります。

② センター内外におけるつながり・連携の強化

ア 地域組織再編による、センターと会員・会員同士の関係性の強化

令和7年度に地域組織を再編し、従来の15組を見直し18エリア体制としました。令和8年度は、再編した地域組織の活動の充実を図るため、地域活動懇談会やボランティア活動の活性化を進めるとともに、会員同士の交流や情報共有の機会の拡充を行い、センターと会員、また会員相互のつながりの強化に努めて参ります。

イ 社会奉仕活動の推進

社会奉仕活動の推進等により、地域とのつながり・連携を強化し、センターの社会的価値の向上や会員が活躍できる場の充実を図っていきます。

③ 公益法人としての機能の発揮

「あったかサロン」の運営等の社会奉仕活動や、支えあいサービス等の更なる推進、区からのニーズに応じた公共事業の受託拡大を通して、公益法人としての機能を進展して参ります。

また、公益法人制度の変更等、事業環境の変化に適切に対応します。

令和８年度 収 支 予 算 書
令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

(単位:円)

I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部	公益目的事業会計 公 1	法人会計	合 計
(1) 経常収益			
受 取 会 費	1,537,500	1,537,500	3,075,000
正 会 員 受 取 会 費	1,537,500	1,537,500	3,075,000
受 託 事 業 収 益	1,171,352,834	16,979,166	1,188,332,000
受 取 配 分 金	824,681,000	0	824,681,000
受 取 材 料 費 等	205,347,000	0	205,347,000
受 取 事 務 費	141,324,834	16,979,166	158,304,000
包 括 的 契 約 に 係 る 収 益	67,407,868	4,000,132	71,408,000
受 取 セ ン タ ー 業 務 委 託 料	38,078,868	4,000,132	42,079,000
受 取 材 料 費 等	29,329,000	0	29,329,000
労 働 者 派 遣 事 業 等 受 託 収 益	1,087,000	0	1,087,000
労 働 者 派 遣 事 業 等 受 託 費 収 入	1,087,000	0	1,087,000
受 取 補 助 金 等	147,061,000	0	147,061,000
受 取 連 合 交 付 金	28,858,000	0	28,858,000
受 取 区 補 助 金	116,927,000	0	116,927,000
働 き 方 改 革 推 進 支 援 助 成 金	8,000	0	8,000
自 主 事 業 新 設 支 援 事 業 助 成 金	944,000	0	944,000
電 気 自 動 車 等 の 普 及 促 進 事 業 助 成 金	162,000	0	162,000
ク リ ー ン エ ネ ル ギ ー 自 動 車 導 入 促 進 補 助 金	162,000	0	162,000
雑 収 益	0	0	0
雑 収 益	0	0	0
経 常 収 益 計	1,388,446,202	22,516,798	1,410,963,000
(2) 経常費用			
事 業 費	1,388,446,202	22,516,798	1,410,963,000
支 払 配 分 金	824,681,000	0	824,681,000
支 払 材 料 費 等	234,676,000	0	234,676,000
役 員 報 酬 費	0	1,320,000	1,320,000
職 員 基 本 給	79,039,770	5,949,230	84,989,000
職 員 特 別 手 当	38,692,650	2,912,350	41,605,000
職 員 諸 手 当	29,063,430	2,187,570	31,251,000
臨 時 雇 賃 金	22,263,000	0	22,263,000
法 定 福 利 費	25,117,550	1,885,450	27,003,000
退 職 給 付 費 用	10,122,120	761,880	10,884,000
福 利 厚 生 費	1,551,240	130,760	1,682,000
会 議 費	444,500	135,500	580,000
燃 料 費	360,000	0	360,000
旅 費 交 通 費	2,613,000	577,000	3,190,000
通 信 運 搬 費	10,988,450	1,922,550	12,911,000
消 耗 品 費	5,612,400	191,600	5,804,000
修 繕 費	192,000	240,000	432,000
印 刷 製 本 費	1,358,800	829,200	2,188,000
光 熱 水 料 費	3,768,090	89,910	3,858,000
賃 借 料	10,562,076	834,924	11,397,000
保 険 料	8,541,300	146,700	8,688,000
諸 謝 金	165,000	0	165,000
租 税 公 課	27,490,540	534,460	28,025,000

令和8年度 収 支 予 算 書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部	公益目的事業会計 公 1	法人会計	合 計
支 払 負 担 金	345,030	45,970	391,000
委 託 費	34,276,376	1,526,624	35,803,000
手 数 料	10,495,240	110,760	10,606,000
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	100,000	0	100,000
支 払 利 息	53,000	39,000	92,000
リ ー ス 減 価 償 却 費	1,744,260	103,740	1,848,000
減 価 償 却 費	4,120,380	41,620	4,162,000
雑 費	9,000	0	9,000
経 常 費 用 計	1,388,446,202	22,516,798	1,410,963,000

評価損益等調整前当期計上増減額	0	0	0
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	0	0	0

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
期 首 一 般 正 味 財 産	87,197,179	6,770,618	93,967,797
期 末 一 般 正 味 財 産	87,197,179	6,770,618	93,967,797

II 指定正味財産増減の部			
(1) 収 益			
受取補助金等	0	0	0
働き方改革推進支援助成金		0	0
収 益 計	0	0	0
(2) 費 用			
一般正味財産への振替額	1,277,435	0	1,277,435
一般正味財産への振替額	1,277,435	0	1,277,435
費 用 計	1,277,435	0	1,277,435
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	△ 1,277,435	0	△ 1,277,435
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	2,652,489	0	2,652,489
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	1,375,054	0	1,375,054

III 正味財産期末残高	88,572,233	6,770,618	95,342,851
---------------------	-------------------	------------------	-------------------

※当期中における資金借入れ及び重要な設備投資の予定はなし。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 「会員就業規約」の一部改正

会員就業規約の一部を改正したので同規約第 14 条の規定により報告致します。

1 改正理由

- (1) 令和 8 年 4 月から開始した包括的契約に対応するため、配分金の表記を整理する必要があるため。
- (2) 配分金の振込口座について、事務運用の実態を踏まえ、規約内容を現状に即したものとするため。

2 改正内容

- (1) 配分金について、包括的契約においては「会員業務委託料」である旨を明記する。
- (2) 配分金の支払方法について、原則としてゆうちょ銀行口座への振込とする旨を明記する。
- (3) 以上の改正を令和 8 年 2 月 27 日の理事会において決定した。

3 改正部分

次頁から掲載した「会員就業規約」のとおり（改正部分は下線を付す）。

会 員 就 業 規 約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって信条、性別、社会的地位、門地、宗教、国籍などの理由で差別的取扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

但し、センターが認めた仕事別グループは、センターとの密接な連携と確認を前提として発注者からの受注を受けるための交渉に当たることができる。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事に就業しようとする会員とあらかじめ業務の内容、業務を行う場所、業務の履行期日、報酬（配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。））等特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）に規定する就業条件について、文書又は電磁的方法により明示し合意を得るものとする。また、センターが認めた仕事別グループもセンターと連携・確認の上同様のことができる。

なお、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 就業する会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了または就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業する会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意するものとする。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努める。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届け出る。

(3) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努める。

(守秘義務)

第7条 会員は、就業上知り得た業務上の機密事項を第三者に漏らしてはならず、また退会後も同様の義務を負う。なお、「機密事項」とは、発注者、就業先、他の会員等の個人情報の他、就業先の社内情報、センターとの契約内容等をいう。

第3章 配分金

(支払いの原則)

第8条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として会員が指定するゆうちょ銀行口座に振り込む方法でその全額を支払うものとする。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第9条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月1回あらかじめ別に定める期日に支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第10条 会員の就業に対する配分金は、その地域における類似の仕事の対価及び仕事の種類、内容等を勘案し社会的に相当な内容のものとする。

第4章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第11条 共同作業を必要とする仕事に就業するときは、会員は第2章の就業に関する定めに加え、次の点に留意するものとする。

- (1) 就業する会員の中からリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力する。
- (2) 就業する会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力する。
- (3) 就業する会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力する。
- (4) 就業中の会員が、けがをし、または急病になったときには、共同作業中の会員は協力して応急の措置をとるとともに、リーダー、センターまたは発注者に連絡するなど応急の措置をとる。

第5章 傷害保険

(傷害保険)

第12条 会員の就業中などにおける傷害事故等については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者または共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従う。

第6章 損害保険

(損害保険)

第13条 会員が就業中、発注者または第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

但し、保険の免責分については、会員の自己負担とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第7章 雑 則

(規約の改廃)

第14条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、昭56年6月19日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年7月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年2月23日から施行する。

附 則

この規約の施行に伴い、従来の配分金規約（昭和56年6月19日決定）は廃止する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年2月27日から施行する。

ただし、本規約改正前に配分金支払いに指定されているゆうちょ銀行以外の金融機関の口座については、引き続き使用することができるものとする。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための、就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都で行うものとする。

第3章 会 員

(センターの構成員)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者

ア 世田谷区に居住する、原則として60歳以上の健康な者

イ 働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の
軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を
活用し、生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している個人
で、会長が推薦し理事会の承認を得た者

(3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、その事業に協力する、理事会
が承認をした個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認
を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により承認したときは、理事会においてこれを報告し
なければならない。

3 本条第1項において、会員になろうとする者の入会に疑義が生じた場合は、
理事会において入会の可否を決定するものとする。

(会費の負担)

第7条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛
助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会するこ
とができる。

(除 名)

第9条 正特会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によ
って当該会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの定款その他の規則に違反したとき。

(2) センターの名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員は、正当な理由がある場合には、理事会の決議で除名することが
できる。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。
ただし、特別会員及び賛助会員については、第1号に該当することとなっ
たときは、この限りではない。

(1) 世田谷区に居住しなくなったとき。

(2) 失踪宣告を受けたとき又は死亡したとき。

(3) 会員である団体が解散したとき。

(4) 正特会員全員の同意があったとき。

(5) 1年以上会費を滞納したとき。

(6) 東京都暴力団排除条例第2条第2号から第5号に該当するものである場合

(抛出金品の不返還)

第11条 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入したその会費その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に、1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正特会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、その請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日から2週間前までに、正特会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正特会員の中から選任するものとし、選任まで又は選任されない場合には、これを会長が務めるものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正特会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正特会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正特会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正特会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の出席した正特会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正特会員は、代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正特会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正特会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した代表理事が署名または記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第22条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長及び1名を常務理事とする。ただし、常務理事は、事務局長を兼ねることができる。

- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項2号上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。ただし、理事及び監事のうち各1名以上は正特会員以外の者から選任しなければならない。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

- 4 常務理事は、センターの常務を処理する。

- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4个月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、代表理事の職にある理事の再任は3期までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等とし

て支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議において別に定める。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第29条 センターは、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

第6章 名誉会長及び顧問等

(名誉会長及び顧問等)

第30条 センターには、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、一般社団・財団法人法上の役員ではなくセンターに対して何らの権限を有しないが、会長の諮問に応え、会長に対して、参考意見を述べることができる。
- 3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 センターには、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第37条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て定める。

2 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の管理は、別途理事会で定める手続きによる。

(事業年度)

第38条 センターの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 会長は、センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を毎事業年度の開始の日の前日までに作成して理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号

までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

（解 散）

第43条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第44条 センターが公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経

て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 センターの公告は、電子公告を使用する方法による。

2 やむを得ない事由により、電子公告を使用する方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 情報公開等

(情報公開等)

第47条 センターは、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第48条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

第13章 雑 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記をし、公益法人の設立の登記をしたときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日

とする。

3 センターの最初の代表理事は、竹内弘及び衣笠俊一とする。

4 センターの最初の業務執行理事は、梅村恒司とする。

附 則

この定款は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月16日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年6月20日から施行する

表 彰 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター(以下「センター」という。)の発展に寄与し、功労のあったものの表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、一般表彰、役員表彰、会員表彰及び職員表彰とし、次の各号に該当するものに対して行う。

- (1) 一般表彰 個人または団体で、センターの発展、会員の福祉に寄与し、その業績が顕著なもの。
- (2) 役員表彰 センターの役員として引き続き3期以上在任し、その業績が顕著なもの。
- (3) 会員表彰 センターの会員として引き続き10年以上在籍し、センター事業の発展に寄与したもの。
- (4) 職員表彰 職員就業規則第33条により表彰されるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に表彰に値するもの。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、会長の推薦に基づいて理事会で決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、会長から感謝状もしくは表彰状を授与して行い、必要と認められるときは、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、総会において行うものとする。ただし、会長が認めたときは、随時行うことができる。

(委 任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年7月22日から施行する。
- 2 この規程制定以前の会員および役員の経過年数はすべて通算する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

表彰規程施行基準

表彰規程による被表彰者は、表彰規程に定めるもののほか、次に定めるところによる。

1. 過去にセンターから同一の種類により表彰されたことがないもの。
2. 役員表彰においては当該年度の定時総会をもって退任する役員で、在任3期に満たないが特に任期中の業績が顕著なもの。
3. 会員表彰においては、表彰当日に会員であって、次の要件の内いずれかを満たすもの。

- ア、 1日以上就業した月が年間10ヶ月以上あり、その状態が表彰する前年度の9月30日からさかのぼって、引き続き5年以上あるもの。
- イ、 エリアマネージャーまたはエリアサブマネージャーとして通算3期以上在任しているもの。
- ウ、 会員の就業に関する事や、社会奉仕活動において特別な貢献をしたもの。

4. 職員表彰においては、勤続年数が10年、20年、30年及び定年退職時のもの。

- 平成19年1月26日改正（1. 但し以下追加）
- 平成23年4月1日改正（3.の改正）
- 平成28年4月1日改正（1. 一部削除、2の新設、2イの削除・ウの追加）
- 令和7年4月1日改正（3. イの名称変更）

公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター

役 員 名 簿

任期 （令和7年6月20日～令和9年総会の日）

	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	やま た まき たか 山 田 正 孝	代表理事
2	副会長	きた の たか あき 北 野 貴 晶	代表理事
3	常務理事	みな がわ けん いち 皆 川 健 一	業務執行理事
4	理 事	うえ の ま ゆ み 植 野 真由美	
5	理 事	はら だ よし あき 原 田 芳 明	
6	理 事	にし の ふみ ひろ 西 野 文 博	
7	理 事	く ほ た あつし 久保田 篤	
8	理 事	き うち やす よ 木 内 安 代	
9	理 事	かす や ゆたか 粕 谷 豊	
10	理 事	すず き しょう ご 鈴 木 省 五	
11	理 事	おく たに やす お 奥 谷 泰 雄	
12	理 事	い がらし てつ お 五十嵐 哲 男	外部理事
1	監 事	すぎ やま はる ひ 杉 山 晴 彦	
2	監 事	やま もと しま こ 山 本 嶋 子	外部監事